

オークネットTVオークション  
オークネット共有在庫市場  
市場規約

## 目次

市場規約	(第1条～第15条) . . . . .	1～4
------	----------------------	-----

## 市場規約

### 第 1 条 (名 称)

当会は「オークネット会」と称する。

### 第 2 条 (目 的)

当会は次の事項を目的とする。

1. 中古自動車及び中古自動車部品・用品のオークション事業。
2. 中古自動車及び中古自動車部品・用品の在庫取引市場の運営事業。
3. 中古自動車及び中古自動車部品・用品の在庫情報の提供。
4. 中古自動車及び中古自動車部品・用品の相場情報の提供。
5. 売手、買手双方の利便が公益的に生じ、業界の発展に寄与すること。

※中古自動車には、各種輸送機器、建設・産業機械を含む。

### 第 3 条 (所 在 地)

当会は東京都港区北青山 2-5-8 にその本拠地を置き、株式会社オークネット（以下、当社という）が運営を行うものとする。

### 第 4 条 (開市の日時)

1. 中古自動車及び中古自動車部品・用品のオークション市場（以下、「オークネットTVオークション」という）は、当会が会員専用サイト内において別途通知する日時に開催する。
2. 中古自動車及び中古自動車部品・用品の在庫取引市場（以下、「オークネット共有在庫市場」という）は、原則 24 時間毎日開催する。ただし、電話受付は午前 9：30 から午後 6：00 までとする。
3. オークネットTVオークション及びオークネット共有在庫市場は、当社が事前に通知することにより、市場を臨時開催、または休催、並びに開催時間を延長または短縮することがある。

### 第 5 条 (会員の資格)

当会の会員資格は、下記の要件を満たさなければならないものとする。

1. 常設の営業拠点を有し、現に営業活動を行っていないなければならない。
2. 当会の会員は、当社が会員名簿に登載する事を認め、且つ所轄公安委員会発行の「中古自動車取扱古物許可証（行商可）」の所有者でなければならない。
3. 当社が要請する必要書類を提出し、当社が行う審査に合格しなければならない。
4. 当社指定のIDを保有しなければならない。
5. 当社指定のインターネット通信環境を設置しなければならない。

## 第 6 条 (取引の方法および取引結果の遵守)

1. 「オークネットTVオークション」については、当会会員がパーソナルコンピューター及びインターネット通信環境を使用して、当社指定の会員専用サイト内において中古自動車及び中古自動車部品・用品等を価格幅にて競り上げるリアルタイムオークション。
2. 「オークネット共有在庫市場」については、当社が会員専用サイト内において提供する在庫取引市場により登録店、購入店の中古自動車及び中古自動車部品・用品等の仲介を行う。
3. 会員は、当社並びに当会における取引の全ての結果を遵守しなければならない。

## 第 7 条 (任意解約)

会員は、1ヶ月の予告をもって、任意に退会することができる。

## 第 8 条 (禁止行為)

会員は、次の行為をしてはならない。

1. 会員専用サイト及びIDを利用する権利を譲渡または貸与すること。
2. 会員以外の者を、「オークネットTVオークション」または、「オークネット共有在庫市場」に参加させること。
3. 会員以外の者に、「オークネットTVオークション」または、「オークネット共有在庫市場」を閲覧させる行為をすること。
4. 法的問題車及びその疑いのある車を出品すること。
5. 会員専用サイトを利用して、一般顧客等に対しインターネット・出版物・チラシ等の如何を問わず、成約価格・卸売価格等を知らせること。
6. 上記各号の内容に類似する行為全般。
7. その他当社、当会の定める諸規約、諸規程、諸契約で定める条項に違反すること。

## 第 9 条 (参加制限)

下記の各号の1つに該当する場合、当社は、その会員の当会への参加・取引、情報提供、並びに当社が提供する各種サービスを制限することができる。

1. 当社または当社グループに対して、負担する債務の履行を怠ったとき。
2. 当会を介さず、会員間の談合によって取引したとき。
3. 当会を介さず、その他の会員に直接連絡を行う行為。
4. 第8条に規定する行為を行ったとき。
5. その他当社の定める、基本契約、諸規約、諸規程、諸則、参加マニュアルに違反したとき。
6. 当社が会員店相互の利益につながらないと判断したとき。
7. その他当社が、当会への参加を不相当と認めたとき。

## 第 10 条 (品位の保持)

会員は社会道徳を重んじ会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

**第 11 条 (クレーム及びトラブルの処理)**

1. 会員は、取引に関するクレームやトラブルについて、誠意と理解をもって円満かつ迅速な解決を実現するよう努めなければならない。
2. 当社は、取引に関するクレームやトラブルについては、運営規程等各種規程に基づいて売手、買手双方の調停、又は裁定を行う。裁定の結果については、売手、買手双方ともこれに従わねばならない。
3. 当社が行う調停が不調に終わった場合、以後の解決は会員自ら行うものとする。その場合、当社は一切関与しないものとする。

**第 12 条 (除名及び契約の解除)**

1. 当社は、会員が下記の各号に違反した場合、随時、除名及び契約の解除ができるものとする。
  - (1) 基本契約、又は当社が規定した規程等に違反した場合。
  - (2) クレームによるトラブルの長期化、当社トラブル処理等に対して、異議申し立てを行い、円満なトラブル解決を妨げる行為を行った場合。
  - (3) 当会の正常な運営を損なう会員の行為に対し当社の指導、勧告にその会員が従わない場合。
2. 会員が、除名となった場合、基本契約も効力を失うものとする。
3. 会員が、除名となった場合、当社からの請求または、通知により会員は期限の利益を喪失し、当社は、契約を解除することができる。
4. 当社は、前項各号により、契約が解除された場合、契約解除に伴う損害賠償その他の財産上及び非財産上の如何なる要求もできるものとする。

**第 13 条 (会の運営)**

当会の運営については、本市場規約の他、別途定める基本契約書、諸規程、諸則、参加マニュアル等に基づきとり行われる。

**第 14 条 (運営上の免責)**

当社は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、免責として契約の解除及び損害賠償の対象とせず、また、その賠償責任を負わないものとする。

1. ホストコンピュータ、これに付随する全てのハードウェアおよびソフトウェアの故障等の原因により発生する損害。
2. 通信機器または通信回線（含プロバイダ）等の機器のトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害。
3. システムまたは指定機器に起因する事故による損害。
4. 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
5. 天変地異、落雷、火災、異常電流その他の不可抗力に起因する損害。
6. 複数チャンネル開催におけるセリ参加において、重複したことによる損害。
7. 当社が発行したID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害。
8. その他基本契約書に定める事項による損害。

**第 15 条 (規約の改定)**

1. 当社は、諸般の情勢の変化により本規約の改訂が必要と判断した場合、必要な範囲内で変更できるものとする。この場合、監督諸官庁に届け出のうえ、当社は変更後の条項等について効力発生日を定め、当社のウェブサイト等において事前に周知する。
2. 会員は、会員専用サイトの掲載内容を常時確認しなければならない。
3. 会員は、効力発生日後、最初の取引への参加をもって、本条第1項並びに各種規程の改定を承認したものとする。

# オークネットTVオークション

## 運営規程

### 諸則

## 目次

### 運営規程

第1章 参加	3
第2章 出品・落札	6
第3章 検査	15
第4章 輸送	21
第5章 自動車税	23
第6章 手数料	25
第7章 審査（クレーム）	27
第8章 特別規程	32
第9章 附則	44
検査員資格基準	45
反社会的勢力排除	46

オークネット・テレビオートオークション運営規程とは、以上に掲げる各諸規程を総称するものである

諸則	48
<u>1、売りつくし調整権限オペレーター権限について</u>	
<u>2、スタート価格指導及び売りつくし値幅制限</u>	
<u>3、代行落札／重要訂正時における注意</u>	
<u>4、オペレーターホットラインについて</u>	
<u>5、オークション中のアナウンスについて</u>	
<u>6、評価点の算出方法</u>	
<u>7、複数チャンネル開催について</u>	
<u>8、出品車両の再出品について</u>	
<u>9、商談における注意</u>	
<u>10、成約車両の引渡し・引取りについて</u>	
<u>11、ヤード保管車両の注意</u>	
<u>12、譲渡書類の有効期限翌月末日未満の引受について</u>	
<u>13、譲渡書類の引渡し制限について</u>	
<u>14、車検なし・車検残なし車両について 「ナンバー応談」</u>	
<u>15、名変中の表示について</u>	

- 16、出品車不可車両の出張手数料について
- 17、リサイクル料金について
- 18、福祉車両の消費税について
- 19、継続検査用納税証明書について
- 20、当社調査による事実上の倒産について
- 21、セールスポイント欄の記載及び追加写真について
- 22、「保証」・「記録」・「手帳」の各定義について
- 23、各キーについて
- 24、スマートキーについて
- 25、ワンオーナー表示について
- 26、登録遅れ申告について
- 27、同年最終型の表示について
- 28、8 ナンバー車両
- 29、エアロの表示について
- 30、足回り部品の表示について
- 31、マフラーの表示について
- 32、フロアマットの表示について
- 33、輸入車の取り扱いについて
- 34、「主要装備確認OK」表示について
- 35、備品の車載について
- 36、備品・装備品の送付について
- 37、特殊燃料車両について
- 38、危険物運送車両について
- 39、A I S 機関・機構診断サービスについて
- 40、出品票の英語表示対応について

## 第1章 参加

### 第 1 条 (参加資格)

1. オークネット会（以下当会という）の参加資格者は原則として市場規約第5条の諸条件を充足し、且つ株式会社オークネット（以下当社という）が参加を認めた者とする。
2. 業務提携しているオークション会場または業務提携先サービスを受けている人、または法人に対し、別途定める手続きにより準会員または準会員相当の会員として当社が参加を認めた者。但し会員の権利及び利用範囲が一部制限される場合がある。
3. 当社は公共的なもので有る為、会員は社会道徳を重んじ、会員たるにふさわしい行状の保持に努められる者とする。

### 第 2 条 (オークション参加)

1. 当会のオークションに参加するには、前条の参加資格を得た者が、次項の手続きを完了しなければならない。
  - (1) オークネット会参加申込書及びシステム参加の為の契約書を締結すること。
  - (2) オークネット会のID取得が完了していること。
  - (3) 会員番号（IDナンバー）及び与信参加区分が決定すること。
  - (4) 消費税の適格請求書発行事業者の登録を行い、その登録番号を当社に届け出ること。
2. 前項（4）について、会員は、適格請求書発行事業者登録番号その他当社に届け出た事項が真実かつ正確であることを保証するとともに、これに変更があった場合は当社の定める方法により遅滞なく当社に通知しなければならない。
3. 会員が前項の定め違反したときはその一切の責任は会員が負うものとし、これにより当社が損害を被ったときはその一切を賠償しなければならない。

### 第 3 条 (取引の方法、開催オークションの起算日、受付期限)

1. 当社は、オークネットシステムを利用したオークションにより出品店・落札店間の中古車取引の仲介を行う。
2. 開催オークションの起算日は月曜日とし、各規程に定める期日・期限については、起算日を含めるものとする。
3. 第1章から第9章の各項の定める受付期限は特別な定めのない限り、受付最終日の受付営業時間内とする。

### 第 4 条 (任意解約)

市場規約第7条をもって、任意に参加契約を解除することができる。

### 第 5 条 (除名及び契約の解除)

当社は、参加契約者が下記項目に違反した場合は、会員の除名ができるものとする。

1. 市場規約、システム参加契約、または当社の定めた規程等に違反した時。
2. 会員が除名された場合、参加契約も効力を失うものとする。
3. (1) 当社は会員が第28条各項のいずれかに該当したときは、当社からの請求または通知により会員は期限の利益を失い、当社はこの契約を解除できる。  
(2) 当社は上記(1)により契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

## 第 6 条 (禁止行為)

1. 市場規約第8条の行為。
2. 会員以外の者を、買主としてオークションに参加させる。
3. 出品車両をオークションによらず、出品店、落札店双方の談合によって取引すること。
4. 出品店、落札店双方の談合により不正成約を行い、金融を得る行為。尚、上記行為が行われたと当社が判断した場合、不正成約金額の十分の一を損害賠償金として、出品店、落札店双方に請求できるものとする。
5. その他、当社が禁止する行為。

## 第 7 条 (参加制限)

市場規約第9条により、当社はその会員へのオークションの参加を制限することがある。

## 第 8 条 (代金決済)

代金の決済は運営規程第2章に定める。

## 第 9 条 (手数料)

当社参加者は、当社の定める方法により、手数料を支払わねばならない。

## 第 10 条 (自動車税及びリサイクル料)

当社に於いて購入した車両で、残存車検の有るものは、定めにより自動車税相当額を当社に預け、リサイクル料預託済みの申告があるものは、リサイクル預託金相当額を精算しなければならない。

## 第 11 条 (クレーム及びトラブル処理)

市場規約第11条により、当社が調停処理または裁定を行う。

## 第 12 条 (規程の改定)

1. 当社が必要と認めた場合、運営規程ほか取引の方法にかかわる関係規程の改定を随時、任意に改定することができる。この場合、当社は変更後の条項等について効力発生日を定め、当社のウェブサイト等において事前に周知する。
2. 会員は、会員専用サイトの掲載内容を常時確認しなければならない。
3. 会員は、効力発生日後、最初の取引への参加をもって、本条1項並びに各種規程の改定を承認したも

のとする。

## 第2章 出品・落札

### 第 13 条 (目的)

本章は、良好な品質の提供及び市場取引の円滑な運営を計ることにより、業界の発展に寄与することを目的とする。

### 第 14 条 (出品)

出品店は、次の条件を満たさなければ出品することができない。

1. 運営規程第2条の項目を完了すること。
2. 第16条の出品店の検査・点検義務及び第43条1、5、6項を理解し実行できる者であること。
3. クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合は裁定した結果に対して従える者であること。

### 第 15 条 (取引)

1. オークションでの取引は、オークネットシステムにより処理される為、会員はシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。
2. 落札価格は当社が落札価格をつけたと認めた会員を落札店とする。但し当社は、セリ最終価格が出品店の希望する最低価格に達しない場合は、落札を認めないことができる。
3. 当社が落札を認めたときにオークション取引が成約したものとする。この場合、成約車両に関する売買契約は、出品店と落札店の間に成立する。
4. 成約車両の所有権は、オークション取引が成約したとき、出品店から落札店に移転するものとする。但し、落札店から落札車両代金及び各種手数料等を当社が着金確認するまでの間、成約車両の所有権は当社に留保されるものとし、この間、当社は随時かつ必要に応じ成約車両の所有名義を当社名義に変更できるものとする。

### 第 16 条 (出品店の検査・点検義務)

出品店は、車両の出品に際してエンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

1. 第3章の検査をふまえた上で、車両検査・点検を実行すること。
2. 車両検査・点検に基づき、品質・瑕疵・修復歴・事故現状・改造・仕様等の結果を誠実に申告すること。
3. 結果については責任の全てを負い、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つこと。

### 第 17 条 (出品車両基準)

出品車両は、次の基準に適合したものでなければならない。

1. 第18条の出品制限項目に抵触しない車両。
2. 第3章に定める検査を受け且つ、検査日より90日以内（以下、検査有効期限と言う）のもの。
3. 車検付車両は、ナンバープレート及び封印が取り付けされている車両。ただし、軽自動車においては

「後送り」と予め表記申告することで出品できるものとする。

4. 移転登録、または新規登録に必要な書類及び自賠責保険（ナンバー付の場合）の完備した車両。及び、リサイクル券（リサイクル料預託済の場合）、継続検査用納税証明書（納税証明有効期限内に車検を迎える車両。但し、出品店にて運輸支局の納税確認が取れた場合、添付は不要とする）を含む。
5. スペアタイヤ・ジャッキ・工具等、完備した車両。スペアタイヤ・ジャッキ・工具等が完備されていない場合、欠品を申告することで出品を受け付ける。申告なき欠品について出品店は現物支給または当社が定める減額に応ずるものとする。
6. 燃料は10L以上の補給があること。

## 第 18 条（出品制限項目）

以下に該当した場合は当社判断で出品を制限する。

1. 法的問題や差し押さえ車でないこと
2. 移転登録や新規登録が困難、支障のある車両
3. 改造車等で軽微な作業を加えても車両保安基準に適合しないもの
4. 車台番号が不鮮明な車両
5. 接合車
6. 未登録車（並行輸入車除く）
7. 自走困難車・不動車
8. 中型マイクロバスを超えるもの（乗車定員30人以上）
9. 車名不明車
10. その他、流通にふさわしくないと当社が判断した車両
11. 一般社団法人日本オートオークション協議会（以下「NAK」という）等業界団体の指導で制限される車両

## 第 19 条（出品手続）

出品の手続きは、次の手順にて出品店が行う。

1. 所定の登録システムにあらかじめ必要事項・車両の写真を入力・登録し、出品店の検査・点検義務に従い不具合箇所等を明記する。
2. 当社に検査依頼の手続をする。
3. 検査結果の内容に間違いのないことを確認する。
4. 所定の登録システムより出品エントリーを行う。

## 第 20 条（出品申込みの期限及び制限）

1. 出品申込みは、当社が定める締め切り日までに行うものとする。
2. 当社は、出品車両の台数を制限することがある。

## 第 21 条（調整権限）

1. 当社は、諸則に定めることに従い、出品店が申告した売りつくし価格前及び出品店のスロー操作後に

において、売りつくし操作をすることがある。

2. 当社は、会員サービス及び適正な流通維持等を目的とした応札を行うことがある。

## 第 22 条 (出品店の参加確認義務)

出品店は、次のことを遵守しなければならない。

1. 出品店は、検査後、FAX他にて送付される検査結果を確認し、相違があった場合は、ただちに当社に申告しなければならない。
2. 出品車両のスタート価格を当社が妥当と認めないときは、当社の行う制限及び指導に従うこと。
3. 出品店は、出品店別出品車確認表と出品車両の内容を、必ず確認しなければならない。スタート価格または売りつくし価格の変更、出品取消及び出品店別出品車確認表の内容に相違等があった場合は、オークション出品前日の18時までに通知しなければならない。
4. ポススイッチ及びマウスの手動による「売りつくし等」の操作は、あくまでも補助手段であるので、取扱いに対して出品店は責任を持って対応しなければならない。
5. 出品データの必要事項等が空欄の場合は、出品取消となる。
6. 出品店は成約した車両の他媒体（雑誌・Web等）掲載を速やかに削除すること。

## 第 23 条 (出品店の申告義務)

1. 出品店は車両の仕様、品質、車歴、不具合、改造等を誠実に申告することとする。

- (1) 車名・グレード・型式・車台番号
- (2) 初度登録年（登録月が未申告の場合は1月登録とみなす）・駆動・ドア数
- (3) 定員（車検証記載定員）

※貨物車の定員は車検証の記入が「2/4」=4人 「3/6/9」=9人

- (4) シフト
- (5) 出品地区
- (6) 燃料の種類・排気量
- (7) カラーNo・外装系統色（色替えの場合は元色も申告）
- (8) 国産輸入区分・輸入車のモデル年式（一部不要）・ハンドル位置（右、左）
- (9) 輸入車のD表示（ディーラー車）、もしくはH表示（型式に排ガス記号のない車両、並行輸入車）
  - (10) 車歴（自家用車・営業車・レンタカー等）
  - (11) 車検有効期限・登録番号
  - (12) 走行距離
  - (13) タコグラフ装着と製造年月（積算距離計一体式）
  - (14) エアコン（AC）やクーラー（C）の有無の申告
  - (15) 標準ルーフでない車両（サンルーフ「SR」、パノラミックルーフ等）
  - (16) 内外装の瑕疵（キズ・凹み・交換跡・補修跡・汚れ等）
  - (17) 機関、機構、装備、機能の不良や不具合
  - (18) 修復歴や骨格損傷、または加工の内容と箇所

- (19) 災害歴及びその内容
- (20) レスオプション・標準装備品欠品・規格外や社外品装着
- (21) スペアタイヤの有無・スタッドレスタイヤ等
- (22) 改造の有無とその内容
- (23) 改造等でのナンバー区分（8Noや1No等）とその形状・内容や架装箇所
- (24) トラックやバンの形状・最大積載量・車両総重量、架装内容
- (25) トラックの上物年式が古い場合（2年以上）
- (26) 登録遅れ車両（輸入車除く）や特定敷地内使用による登録遅れ（元大使館使用車登録遅れ等）
- (27) 地域限定車・特別装備（仕様）限定車・ディーラー限定車
- (28) 福祉車両の改造箇所や課税・非課税
- (29) 軽自動車のナンバープレート後送り
- (30) リサイクル預託金相当額
- (31) Nox・PM法の適合・不適合 ※申告がない場合は不適合扱いとする。
- (32) 職権打刻や車台番号の打ち直し
- (33) コーシヨンプレート欠品
- (34) その他、当社の定める事項

2. 出品店はメーター交換車、メーター改ざん車、走行不明車、タコグラフ装着車の場合は、次の事項を踏まえ誠実に申告する責務があることとする。

走行距離の取り扱いについてはNAKの取り決めに準ずる。

(1) メーター交換車「\$」とするもの

純正メーターに交換された車両で認証・指定工場で交換されたことを証する整備点検記録簿原本等客観的に証明が出来る書面があるもの。条件として交換日付、交換前の走行距離、交換を行った認証・指定工場の証明を必要とする。尚、積算計走行距離が変わらない場合も含む。

※登録には走行距離欄に合算距離を記載し、コメント欄で「メーター交換車」と交換日付、交換時の走行距離を記載すること。

(2) メーター改ざん車「\*」とするもの

①過去の整備点検記録簿、走行管理システム（NAK）等により、走行が戻っていることが確認出来る車両。ただし、メーター交換車は除く。

②中古メーター交換や車検証記載距離の逆進車

※登録には走行距離欄に現メーター走行距離を記載し、コメント欄で「メーター改ざん車」とその理由を詳細に必ず申告すること。尚、現在の走行距離より過去の最長走行距離が確認出来るものは必ず申告すること。

(3) 走行不明車「#」とするもの

①「メーター交換車」「メーター改ざん車」以外で記録が無く、実走行と推定出来ない車両。

②走行距離に疑義のある車両。

※登録には走行距離欄に現メーター走行距離を記載し、コメント欄で「走行不明車」とその理由を詳細に必ず申告すること。

#### (4) タコグラフ装着車（積算距離計一体式）

タコグラフの製造年月が対象車両の初度登録年月より以前の場合は、新車時に取付けたとみなし実走行扱いとする。製造年月が対象車両の初度登録年月より以降の場合は、途中取付けをしたとみなし、メーター改ざんとする。ただし、交換記録がある場合はメーター交換として取り扱う。この場合の交換記録はメーター交換車の条件と同じ。

### 第 24 条（落札店の参加義務）

落札店は、次の条件を遵守しなければならない。

1. 第2条の項目を完了すること。
2. 落札店は、運営規程の各規程及び参加マニュアルの内容を十分に理解すること。
3. 落札店は、落札しようとする出品車の画像と文字情報を十分把握した上でオークションに参加すること。
4. 落札車両の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、手数料等を規程通り支払すること。
5. 車両の移転登録等を、規程通り完了すること。
6. 落札車両に対してのクレームがおきた場合は、建設的かつ円滑に解決し、処理が難航した場合は当社の裁定に従うこと。その場合、落札車両のクレームによる落札車両の代金、諸手数料等の支払遅延及び名義変更遅延は、一切認めない。

### 第 25 条（車両の移転登録）

円滑な移転登録ができるよう、次の事項を厳守しなければならない。

#### 1. 譲渡書類

譲渡書類は、成約車両について、新規登録、移転登録、抹消登録に必要な書類であり、全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とする。

#### 2. 書類の送付期限

出品店は、譲渡書類及び自賠責保険（車検付の場合）、リサイクル券（リサイクル料預託済みの場合）、継続検査用納税証明書（納税証明有効期限内に車検を迎える車両については、原則として登録書類と一緒に自動車税納税証明書（継続検査用）を添付するものとする。但し、出品店にて運輸支局の納税確認が取れた場合、添付は不要とする。）を成約日より8日以内に当社へ到着するように送付すること。

尚、譲渡書類が当社に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後に到着したものは翌日扱いとする。

#### 3. 自動車損害賠償責任保険

落札店より自賠責保険承認請求書の請求があった場合は、原則応ずる事とするが、当社で出品店の取得が不可能と判断した場合は、その限りではない。出品店は自賠責保険の契約者の使用の本拠地が沖縄県、または、離島の場合で権利譲渡される契約者に保険料の差額が発生した場合、その差額を落札店へ支払うものとする。但し、出品データに記載されている場合はこの限りではない。

#### 4. 書類の有効期限

譲渡書類の印鑑証明書等証明書類については、オークション起算日の翌月末日時点で発行日を含め3ヶ月以内のもの。委任状等は、有効期限の記入がある場合は、オークション起算日の翌月末日以上有効であるものでなければならない。尚、予備検査証の有効期限もオークション起算日の翌月末日以降とする。

#### 5. 謄本渡し

車検残存期間が、オークション起算日より翌月以内のものは、原則として謄本渡しとする。

#### 6. 書類の提出遅延

出品店が、前各項に基づく譲渡書類一式の提出を遅延した時は、状況に応じて第33条に基づき、売買契約の解除及び違約金の責任を負うこととなる。

#### 7. 移転登録期限

落札店は、オークション起算日より翌月末日迄に移転登録の手続を完了しなければならない。ただし、書類有効期限が短い場合はその有効期限内に、また期限の申告がある場合はその申告期限内に移転登録の手続を完了しなければならない。尚且つ、軽自動車は、税止め手続きを完了させること。

#### 8. 移転登録通知義務

落札店は、移転登録（抹消登録含む）を完了した場合には、直ちに移転登録完了を証明する書類の写しを当社に通知しなければならない。尚、抹消登録した場合は、申告期日までに、申告と通知をすること。（第51条2項参照）

#### 9. 書類差し替え

落札店は、譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、当社を通じて再交付・差し替えを依頼するものとし、出品店は依頼に協力するものとする。

#### 10. 自社名義条件

次の各号の一つにも該当する場合、譲渡書類を自社名義に変更後出品するものとする。

(1) 再交付または差し替えが困難な譲渡書類。

(2) 倒産及び名義人破産（差押え車両）、名義人死亡書類（相続移転）等のダブル移転登録、事業用登録、未成年所有、等の地域により取扱いが異なる譲渡書類。また、当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義で提出するものとする。

### 第 26 条（出品店の車両代金等の決済）

出品店に対する決済は、次の通りとする。尚、譲渡書類一式には、自賠責保険証（車検付の場合）、リサイクル券（リサイクル料預託済みの場合）、継続検査用納税証明書（納税証明書有効期限内に車検を迎える車両の場合）を含む。

1. オークション起算日後、成約車両の譲渡書類一式が当社に到着次第、成約代金を支払う。

2. 出品料、成約料、その他の費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。

3. 当社が主催する、その他のオークションとの相殺は行わない、但し車両代金等の入金遅延があった場合には、当社の判断により相殺を行う。

4. 自動車税相当額の預かり金は、第50条による。

### 第 27 条（落札店の車両代金等の決済）

落札店の決済は、下記の通りとする。

1. 落札車両の代金、自動車税、リサイクル預託金相当額、諸手数料等は、参加オークション起算日より8日以内に当社指定の口座へ当社が営業時間内に着金確認できるように振り込むものとする。尚、当社は落札代金の入金が確認された後、譲渡書類一式を落札店へ送付するものとする。

2. 手形、小切手類での支払いは、一切不可とする。
3. 会員は1項の決済の他、スキップ制度を利用し、別途手数料を支払うことにより決済期限を延長することができる。ただし、スキップ制度の必要なき会員及び当社がその利用を認めない場合はその限りではない。

#### 第 28 条 (期限の利益の喪失)

会員が以下の各項のいずれかに該当したときは、当社からの請求または通知により、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払うものとする。

1. 商品代金等の支払いを怠ったとき。
2. 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき。
3. 会員としての資格を失ったとき。
4. 当社参加基本契約上の義務に違反し、その違反が契約の重大な違反になるとき。

#### 第 29 条 (落札店の商品確認義務)

1. 落札店は、落札車両受領後、速やかに落札車両とその出品表記載内容を確認する義務を負う。
2. 落札店は、落札車両の譲渡書類一式を受領後速やかに必要受領台数分の件数、書類内容、有効期限等を確認する義務を負う。

#### 第 30 条 (与信限度)

1. 当社は会員の個々に落札取引額の上限を定め、会員はその範囲内での取引とする。但し、与信限度額は会員の希望により、当社が審査して決定する。
2. 前項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

#### 第 31 条 (遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩5銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

#### 第 32 条 (保証限度額)

1. 連帯保証人は、会員が当社に対して負担する一切の債務を保証し、会員と連帯して債務を履行する。但し、金銭貸渡しまたは手形の割引を受けることによって負担する債務は、主たる債務範囲に含まれない。
2. 連帯保証人の保証する限度額は1,000万円とする。
3. 本条の規定は、連帯保証人の保証契約締結時期に関わらず、全ての連帯保証人に適用される。

#### 第 33 条 (オークション参加の制限)

1. 当社は次の場合、会員のオークションへの参加を制限できるものとする。
  - (1) 会員が、車両代、自動車税相当額、リサイクル預託金相当額、諸手数料等の支払を遅延した場合。
  - (2) 落札車両の金額と未決済の残額の合計が与信限度額を越える場合。
  - (3) 成約車両の譲渡書類一式の引渡し、名義変更完了が遅延した場合。

2. 前項の参加制限には、一定期間の落札禁止、与信額の減額、参加区分の変更があり、当社が制限項目を決定する。

### 第 34 条 (移転登録に関する罰則)

移転登録に関する罰則は次のように定め、会員店は各号に定めるペナルティを支払わなければならない。

1. 出品店が移転登録に必要な書類の引渡しを遅延した場合。

成約日を含め9日以上16日未満の到着の場合	10,000円
〃 16日以上23日未満の 〃	30,000円
〃 23日以上 〃	100,000円

23日以上の遅延があった場合、落札店の意向により売買契約を解除できる。

解除の場合、出品店はペナルティ10万円と当該車両の全手数料及び輸送代、当社が認める車両加修費や実費を負担する。

(注1) 遅延日数の算出は、当社到着日より計算する。また、年末直前、夏期休暇直前等の商談の場合、当社の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。

(注2) 成約車両の書類遅延が、輸送前に出品店からの申告により、23日を越えると予想され契約解除が行われた場合のペナルティは、運営規程、第7章61条8項(当日契約の解除)と同等とする。

2. 落札店が名義変更を遅延した場合。

期限日の翌日以降、8日未満遅延の場合	10,000円
以後7日遅延毎	10,000円を加算

但し、軽自動車は成約日翌月末日の翌日以降、遅延日数に関係なく、一律1万円のペナルティとする。

(注1) 落札店のやむを得ない事情(火災・盗難・天災・倒産等)による場合は、この限りではない。

(注2) 詳細証明書取得手数料3,000円(税別)について

名義変更期限を超過し、移転登録完了を証明する書類の通知を怠ったと当社が判断した場合、この証明書の取得手数料を落札店に請求する。

3. 落札店が成約車両について引き渡された譲渡書類を紛失及び失効させた場合。

譲渡書類差替ペナルティ

(1) 差替ペナルティ	印鑑証明を含む譲渡書類の差替金	50,000円
	その他の譲渡書類の差替金	30,000円
(2) 再取得費用		実 費

差替ペナルティまたは再取得費用(領収書等で確認がとれ、当社が必要と認めた場合)いずれかの高い金額を支払うものとする。ただし、金額の上限は10万円とする。また旧所有者が記入すべき欄の未記入による書き損じが生じた場合については、差替ペナルティを免除とする。

自動車検査証及び抹消登録証明書の再交付ペナルティ

・書類再交付ペナルティ 30,000円+実費(再交付費用)

実費は当社の判断により必要と認めた費用とする。

注) 自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

4. 落札店が譲渡書類の再交付・差し替えを当社を通さず名義人に依頼した場合。

譲渡書類再交付・差し替え手続き違反ペナルティ 50,000円

注) 手続き違反ペナルティは上記3項のペナルティと重複して支払わなければならない。

5. 落札店が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた場合。

ペナルティとして3万円を出品店に支払わなければならない。

6. 落札店が自動車税の未納により継続車検等の手続きに影響が出た場合。

(1) 出品店は、自動車税の未納が発覚した場合、当社からの催告日より7日以内を納税期限と定め、

①催告日より7日を超えた場合 遅延ペナルティ 10,000円。

②上記以降7日毎に 遅延ペナルティ10,000円を加算。

③また、当社が必要と判断した場合は、納税証明書を提出しなければならない。

(2) 落札店が立て替え払いした場合、自動車税相当額、延滞金、実費(当社が認めた費用に限る)を出品店は支払わなければならない。

7. 出品店が登録識別情報制度で登録されている自動車検査証に於いて、登録識別情報の提供確認を怠り、落札店の移転登録手続きに影響が出た場合、落札店に対しペナルティ金を支払わなければならない。

尚、出品店は早期に移転登録ができるように提供済の確認対応を行うこととし、これに遅延した場合はペナルティを加算する。

・原則、落札店の申告発生日 10,000円

・発生日翌日以後7日遅延毎 10,000円を加算

### 第 35 条 (自動車税)

第5章自動車税による。

### 第 36 条 (解除)

第7章審査(クレーム)による。

## 第3章 検査

### 第 37 条 (目的)

公正で妥当な品質チェック及び修復歴車・粗悪車等の出品制限を行うことで、テレビオークションの健全な発展を目指すために本章を定める。

### 第 38 条 (出品車両検査)

出品車両の検査は、公正かつ的確に客観的な立場で、次の通り行う。

#### 【出品店検査】

1. 出品しようとする車両の修復歴の有無・内外装及び車両諸元に関して、車両検査点検を行い正確に提示すること。
2. 出品しようとする車両の走行・機関・機構及び装備に関して、車両検査点検を行い正確に提示すること。
3. 検査員の行う出品車両の検査は、出品店によりあらかじめ申告された内容と、出品車の車両状態のチェックであるので、出品車一覧表と出品車両とのチェックを正確に実施すること。
4. 成約後の申告不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負う。

#### 【当社検査確認】

当社は、出品店の提示した出品申込書か車両情報を取得後、コンピューター端末（以下、P. B. Cという）により出品車両の検査をし、自動評点システムにより評価点を付す。

### 第 39 条 (出品制限基準)

1. 第18条出品制限項目による。
2. (1) 当社は、出品する車両で評価点により、出品の制限をすることがある。  
(2) 当社は、出品する車両の車種及び年式等を制限することがある。  
(3) 当社は、NAK等の業界団体の指導に伴い、車両の出品制限をすることがある。

### 第 40 条 (検査情報の利用範囲)

検査情報の著作権は、当社が所有権または使用許諾権を有するものとする。会員は、検査情報を当社の許可なく自社・他社サイト・広告物等への掲載及び転写・転記を行ってはならないものとする。また、第三者に対し、FAX、及び電子メール等の電磁的方法、郵送等による頒布を行ってはならないものとする。

第 41 条 (評価基準)

総合評価【評価基準表】

評価点	状態	外装評価	内装評価	
S 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>新車登録後 12ヶ月未満、走行 10,000 km 以内</li> <li>無傷、無加修のもの</li> </ul>	A 以上	A 以上	
6 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>新車登録後 36ヶ月未満、走行 30,000 km 以内</li> <li>内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの</li> </ul>		B 以上	B 以上
5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行 50,000 km 以内</li> <li>外装に軽微な瑕疵が若干あるもの</li> <li>内装にシミ、汚れ、のり跡、焦げ、切れ等が若干あるもの</li> <li>職権打刻車 (国産車のみ)</li> </ul>			C 以上
4.5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行 100,000 km 以内</li> <li>外装に気になる程度の瑕疵が複数あるもの</li> <li>内装に気になる焦げ、割れ、擦れ、色褪せ等の瑕疵があるもの</li> </ul>	D 以上	D 以上	
4 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>走行 150,000 km 以内</li> <li>内外装に年式及び走行距離相応のダメージのあるもの</li> <li>目立つ瑕疵が複数あるもの</li> <li>ラジエータコアサポート、ロアサポートの凹み曲がり、またはその修理跡、交換跡(ねじ止め部位)があるもの</li> </ul>	E 以上	E 以上	
3.5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修または交換を要するもの</li> <li>骨格部位以外の溶接部位交換車</li> <li>走行不明車 (#)、メーター改ざん車 (*)</li> </ul>	E 以上	E 以上	
3 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの</li> <li>機関、機構に大きな不具合のあるもの</li> <li>外板に大きな腐食による穴や欠損のあるもの</li> </ul>		E 以上	E 以上
2 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>内外装とも加修または交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの</li> <li>骨格に加工・改造のあるもの (検査未確認項目有り)</li> <li>骨格に大きな腐食による穴や欠損のあるもの</li> <li>エンジン内部・過給機・燃料気化器類等の機関・機構系に改造があるもの</li> <li>規格外エンジンに載せ替えられたもの</li> <li>競技車両</li> <li>商品価値の低いもの</li> </ul>			E 以上
1 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別瑕疵車</li> <li>消火剤散布跡車</li> <li>冠水車</li> </ul>	A～E	A～E	
R 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>修復歴車</li> <li>ホワイトボディ車</li> <li>キャビン交換車</li> </ul>		なし	なし
XX 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故現状車 (自走可能な車両のみ)</li> <li>ボンネットフード、トランクフード、ドア等不動で通常検査ができないもの</li> <li>レプリカ車</li> <li>その他通常評価点にふさわしくない車両</li> </ul>	なし		なし

※その他ダメージの状態によって、評価点を特定する場合があります。  
 ※並行輸入車でモデル年式と登録年に相違がある場合で、登録年よりモデル年式が古い場合、モデル年式の1月登録とみなします。  
 ※走行不明車及びメーター改ざん車は走行 10 万 Km 以上として扱う。  
 ※修復歴車の程度表示 修復歴車の程度を以下の通りに分類し、特記事項に表示します。  
 修復歴 A (車軸の中心線を結んだ範囲よりも外側に瑕疵があるもの)  
 修復歴 B (車軸の中心線を結んだ範囲内に瑕疵が存在するものや事故現状車)

## 【外装程度】

A	・ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵のあるもの
B	・気になる瑕疵が複数あるもの
C	・目立つ瑕疵のあるもの ・バンパー、ガラス、幌、スクリーンに大きな瑕疵のあるもの ・大きな傷のあるもの
D	・目立つ瑕疵が複数あるもの ・大きな瑕疵のあるもの ・目立つ腐食のあるもの
E	・大きな瑕疵が複数あるもの ・著しく状態の悪いもの

## 【内装程度】

A	・ダメージのないもの、もしくは軽微な瑕疵のあるもの
B	・軽微な瑕疵が複数あるもの ・切れ、破れ、焦げ穴、ノリ跡、ノリ付き等が若干あるもの
C	・気になる瑕疵が複数あるもの
D	・目立つ瑕疵が複数あるもの
E	・著しく状態の悪いもの ・ダッシュ板、天張り、シート等主要部品の交換を要するもの

## ■ダメージ画像とイラスト表記

ダメージ画像やイラストによる表記は検査内容の補足情報として表示します。

## 【修復歴判定基準】

修復歴とは、交通事故その他の災害により、公正取引協議会で定める骨格部位等に損傷を生じた車両・その修理跡のあるものをいい、(一財)日本自動車査定協会、及びNAKの修復歴車判断基準に準ずる。

## 【修復歴及び骨格の基本定義】

1. 下記の骨格部位に損傷があるものまたは修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は、骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。
3. 「小さな」のサイズはカードサイズ未満とする。

No	骨格部位	修復歴判定基準	修復歴とならないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹みまたはその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな凹み、亀裂または、その修理跡があるもの</li> <li>・突上げによる損傷または、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）</li> </ul>
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹みまたはその修理跡があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント：アッパーサポート（コアサポート）の先端部より前に位置する部分の損傷、または、その修理跡があるもの</li> <li>・けん引フック取付部分の損傷または、その修理跡があるもの</li> <li>・バンパーステー取付部の小さな凹みまたは、その修理跡があるもの</li> <li>・突上げによる損傷または、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）</li> <li>・リヤ：リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷または、その修理跡があるもの</li> </ul>
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インサイドパネル：アッパーサポートより前に位置する部分の損傷または、その修理跡があるもの</li> <li>・インサイドパネル：コアサポート取付部分の修理跡</li> <li>・小さな損傷または、その修理跡があるもの</li> <li>・突上げによる損傷または、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）</li> </ul>

No	骨格部位	修復歴判定基準	修復歴とならないもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しのあるもの 3) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの	・一部外部に露出している部位に凹みまたは、その修理跡があるもの ・ボディサイドシルパネル（ステップ）の単体部品交換時に生じる ピラー下部に溶接処理跡があるもの ・外板を介さない凹みまたは、その修理跡があるもの ・1BOX車等のルーフパネルからボディサイドシルパネル（ステップ）まで一体として露出しているパネル状のセンターピラー等のアウター部はピラーとしない ・小さな損傷または、その修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹みまたはその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がりまたはその修理跡があるもの	・インナー部に小さな凹み、曲りまたは、その修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部にはがれまたは修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部または外板を介して凹み、メンバーに曲がりまたはその修理跡があるもの	・小さな損傷または、その修理跡があるもの ・突上げによる損傷または、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）
7	リヤフロア トランクフロア	1) 交換されているもの 2) パネル接合部にはがれまたは修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの	・リヤエンドパネルまたは、リヤクォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ・小さな損傷または、その修理跡があるもの ・スペアタイヤ等格納部（フロントフロア除く）の突上げによる損傷または、その修理跡があるもの（著しい状態は除く）

- ・クランプ跡があっても上記判定基準に該当しない場合は修復歴としない
- ・修復歴の判定はボディ形状・構造（フレーム付車等）や損傷の度合い等により異なる場合がある
- ・ピラーの外部に露出している部分は骨格から除外する

## 【外装ダメージ表示】

ダメージ記号の目安		
キズ	A 1 10cm程度の線キズ（こぶし大程度）	
	A 2 20cm程度の線キズ（手のひら程度）	
	A 3 40cm程度の線キズ（手のひら2個程度）	
	A 4 A 3を超えるもの	
凹み	U 1 ゴルフボール大程度のヘコミ	
	U 2 テニスボール大程度のヘコミ	
	U 3 サッカーボール大程度のヘコミ	
	U 4 U 3を超えるもの	
キズを伴う凹み	B 1 ゴルフボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B 2 テニスボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B 3 サッカーボール大程度のキズを伴うヘコミ	
	B 4 B 3を超えるもの	
要塗装	P 1 軽微な色褪せ、塗装剥がれ（看板塗装の場合はパネルの1/3程度まで）	
	P 2 部分的な色褪せ、塗装剥がれ（看板塗装の場合はパネルの1/2程度まで）	
	P 3 大きな色褪せ、塗装剥がれ（看板塗装の場合はパネルの1/2程度以上）	
修理跡	W 1 修理跡のあるもの	
	W 2 容易に確認できる修理跡	
	W 3 再加修の必要な修理跡	
サビ	S 1 ゴルフボール大程度のサビ	
	S 2 テニスボール大程度のサビ	
	S 3 サッカーボール大程度のサビ	
腐食	C 1 ゴルフボール大程度の腐蝕	
	C 2 テニスボール大程度の腐蝕	
	C 3 サッカーボール大程度の腐蝕	
F ガラス点キズ	G 点キズのあるもの	
交換済み	XX	
要交換 （切れ・破れ・割れ） 欠品	F ガラス	X 1 1cm程度の割れまたは修理跡
		X 2 3cm程度の割れまたは修理跡
		X 3 X 2を超えるもの
	その他ガラス	X 割れ
	外板パネル	X 要交換・欠品
	バンパー	X 1 5cm程度の切れまたは破れ
		X 2 10cm程度の切れまたは破れ
		X 3 X 2を超えるもの
	幌・スクリーン	X 1 5cm程度の切れ、焦げ小、またはその修理跡
		X 2 20cm程度の切れ、またはその修理跡
		X 3 X 2を超えるもの
	程度については、目安でありダメージの位置、深さにより瑕疵表現が変更となります。	

## 第4章 輸送

### 第42条 (目的)

本章は、商品車両の円滑かつ安全な輸送を目的とする。

### 第43条 (商品車両の輸送の手続)

成約車両の輸送に関しては、成約車両の引渡し、搬送、荷役、及び受領にかかわる全ての責任を出品店及び落札店が負うものとし、下記事項により手続きしなければならない。

1. 出品店は、当社で成約した車両を当該オークション及び商談の成約翌日以降いつでも引渡しに応じなければならない。尚、開催当日の引き取りについては、出品店が当日引渡し可能な場合に限る。
2. 落札店は、成約した車両が速やかに到着するよう手続きすること。
3. 当社で成約した車両の輸送費等は、落札店の負担とする。
4. 落札店は当社指定の輸送業者に対して、配送の手続きをすること。
5. 出品店は、通常輸送業務に支障が予想される車両引渡しの際、予め輸送業者に案内すること。
6. 出品店は成約車両の引渡しに立ち会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行い、輸送業者より預り証を受け取らなければならない。
7. 落札店は成約車両の受領に立ち会い、車両状態確認書のチェック及び押印を行わなければならない。

### 第44条 (取扱い対象外)

1. 成約車両の輸送において、輸送中に起因したと考えられる内容のクレームは取扱い対象外とする。
2. 成約車両の輸送において、当社指定以外の輸送業者を使用して回送を行った場合、以下クレームは取扱い対象外とする。
  - (1) 内外装の瑕疵（出品店が引き取り時に確認している場合は除く）。
  - (2) 第62条で定めているクレーム期間の自動延長。但し、第62条2項は除く。

### 第45条 (輸送業者の斡旋)

落札車両に対し、落札店の依頼により輸送業者の斡旋をすることもある。

### 第46条 (輸送業者の指定)

輸送業者は、オークネット陸送会に加入し、会社名を登録しなければならない。

### 第47条 (落札店自身による引取り)

落札店は第43条の手続きによらず、やむを得ず自社にて落札車両を引き取る場合、あらかじめ出品店に引取者名を通知し、当社よりFAXした「落札明細書」のコピーを持参の上、引き取るものとする。但し、内装・外装については、その場で確認し、以後のクレーム申し出については、一切受付をしない。尚、機関・機構及び修復歴等の品質に問題がある場合は、その限りではない。

第 48 条 (損害保障)

輸送中の車両についての事故損傷等については、当社は一切責任を負わない。

## 第5章 自動車税

### 第 49 条 (目的)

本章は、当社で取引された商品で発生する自動車税が、出品店、落札店の負担が均等に生じることを目的とする。

### 第 50 条 (自動車税)

車検残存期間がある車両に対して、自動車税相当額（3月落札の場合は自動車税）の預かりが発生する。

1. 車検付の成約車両の場合は、成約日を基準とし落札店は翌月から年度末までの自動車税相当額を預け入れること。

※新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。

※自動車税相当額については消費税を外税とする（3月落札の場合は不課税とする）。

2. 当社では、自動車税還付請求権譲渡書（還付委任状）の取り扱いは行わない。出品店が、自動車税還付請求権譲渡書を保管及び、管理をするものとする。

3. 出品店の都合により謄本渡しとする場合は、出品申込書の車検欄・登録ナンバー記入欄を無記入とする。

### 第 51 条 (計算・処理)

1. 売買により発生した自動車税相当額は、落札店からの名義変更通知の結果により当社が処理をする。

2. 落札店が、車検付成約車両を抹消した場合は、抹消登録月の翌月以降分の年度内自動車税相当額を落札店へ返金する。この場合、抹消登録月の翌月5日受付営業時間内（5日が国の閉庁日及び、当社の休業期間に当たる場合は、直前の平日に該当する当社の営業時間を期限日とする）までに、当社に申告及び、抹消謄本を提出されたものに限り有効とし、出品店は、当社の還付処理に応ずるものとする。

（1）車検付落札車両で、落札後直近の移転登録に於いて抹消登録（輸出抹消含む）された落札車両。

（2）オークション開催年度と同一年度内に移転登録後、抹消登録された（輸出抹消含む）落札車両。

3. 発生した自動車税及び自動車税相当額を修正する場合は、名義変更日を含め7日以内に当社へ申告することとし、出品店または、落札店は当社の修正依頼に応ずるものとする。

4. 落札店は、名義変更通知期限を過ぎ、当社が当該車両の名義変更確認する必要を認めた場合、その代行費用を負担しなければならない。

5. 決済は、当社にて名義変更処理した日付に応じて、還付・還元の処理を行う。

### 第 52 条 (軽自動車)

軽自動車に関して、落札店は下記の通りの自動車税相当額を預けるものとする。

1. 軽自動車において落札店は、年度末3月オークション開催で、当社が指定する開催分に関して1年分の自動車税相当額を預け入れること。

注) 新年度前の自動車税相当額の取り扱いについては、別途告知をする。

2. 軽自動車の税止めは、落札店にて行うものとする。

3. 還付・還元は、第51条1項に同じ。

## 第6章 手数料

### 第53条 (手数料)

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。

1. (出品手数料) 出品店は、出品車両の数量に応じて出品手数料を支払わなければならない。
2. (出張手数料) 出品店は、出品車両の検査数量に応じて、出張手数料を払わなければならない。
3. (成約手数料) 出品店は、出品車両が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。
4. (落札手数料) 落札店は、出品車両を落札した場合は、落札ごとに落札手数料を支払わなければならない。
5. (再セリ手数料) 出品店は再セリ実施時に流札した場合は、再セリ手数料を支払わなければならない。
6. (特別手数料) 特別に定めた方法でオークションに参加する場合は、特別手数料を支払わなければならない。
7. (記念手数料) 記念として開催されるオークションは、記念手数料を支払わなければならない。
8. (商談手数料) 商談により取引が成立した場合、商談手数料を支払わなければならない。
9. (スキップ手数料) 落札店は、車両代金等の決済に関しスキップ制度を利用することにより決済を延長する場合、その落札価格と決済期限に応じてスキップ手数料を支払わなければならない。
10. (その他手数料) 出品店及び落札店は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなければならない。

### 第54条 (決済)

手数料の支払いは、オークション起算日より8日以内に当社に支払うこと。また、第53条で定める手数料は、車両代金と相殺することができる。

### 第55条 (遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠った時は、日歩5銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

### 第56条 (手数料の返還)

第61条1項から8項の各号の規定により売買契約が解除される場合は、出品店より受領済みの出張手数料、出品手数料、成約手数料は返還しない。

### 第57条 (手数料規程改定)

手数料規程の改定を当社が必要と認めた場合、随時任意に改定し会員に通知する。

### 第58条 (特別手数料)

イベントオークション等の特別開催に伴う特別料金については、別途会員に通知しその料金を適用する場合がある。

**第 59 条 (スキップ手数料)**

購入店は、車両代金等の決済に関しスキップ制度を利用することにより決済を延長する場合、その購入価格と決済期限に応じてスキップ手数料を支払わなければならない。

## 第7章 審査（クレーム）

### 第60条（目的）

本章は、当社主催のオークションにおいて発生する問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

### 第61条（契約の解除及び売買代金の減額）

落札車両について、苦情申立等が発生したときは、次の基準を適用する。

尚、本条における「書類」とは、車検証、保証書、整備点検記録簿等の車両取引に際して授受される「書類」全てを指す。

#### 1. 重大瑕疵

落札車両が盗難車、車台番号改ざん車、書類偽造等、法的問題のある車両。差押収車、メーター改ざん車、走行不明車、メーター交換車、接合車、災害歴車、規格外エンジン・ミッション（シフト）乗せ替え車、骨格損傷車、修復歴車である場合、落札店は当該オークション起算日より、各号に定める期間内に限り契約の解除または売買代金減額の請求が出来る。

- （1）本条5項の法的問題車、差押収車である場合。（無期限）
- （2）書類から判明しないメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。（6ヶ月以内）
- （3）接合車である場合。（6ヶ月以内）
- （4）災害歴車である場合。（3ヶ月以内）
- （5）規格外エンジン・ミッション（シフト）のせかえ車である場合。（1ヶ月以内）
- （6）書類から判明するメーター改ざん車・走行不明車・メーター交換車である場合。（1ヶ月以内）  
※合算した走行距離と、積算計走行距離が変わらない場合を除く。
- （7）修復歴車・骨格損傷車である場合。（10日以内）

本条項により、契約が解除された場合、出品店は落札店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

#### 2. 重要瑕疵

以下の事項があった場合、各号の定める期間内に限り契約の解除または売買代金減額の請求ができる。但し、当社が相当でないと判断したものについてはこの限りでない。

- （1）改造・規格外のせかえ、保安基準緩和措置による記載事項及び保安基準適合措置の取外し等による保安基準法令に適合せず、車検取得時に問題が発生した場合。（成約日より翌月末日以内）
- （2）上物証明や特殊燃料証明等の不備、欠品。（成約日より翌月末日以内）
- （3）走行不明車で購入した車両が書類等の立証によりメーター改ざんとする場合。（成約日含み30日以内）
- （4）メーター改ざん車で購入した車両が書類等により、最長距離数が明らかに増える場合。（成約日含み30日以内）
- （5）出品車明細にある保証期間内の保証書もしくは、記録（アイコン表記のみの場合は除く）が欠品の

とき。(オークション起算日含み12日以内)

(6) 落札車両の年式・グレード・型式・排気量・車歴・モデル・ワンオーナー・H表示・トラックの車体形状、最大積載量、車両総重量等の記載事項相違。登録遅れ等の申告漏れ。

(譲渡書類発送日含み10日以内 但し、スキップ利用の場合は起算日より20日以内)

### 3. 通常瑕疵

以下の事項があった場合、落札店は出品店の故意・過失の有無を問わず、オークション起算日含み6日以内に限り、契約の解除または売買代金減額の請求ができる。

(1) 出品車明細と落札車両の品質が著しく相違しているとき。

(2) 落札車両の装備と出品車明細のシフト・エアコン・パワステ・パワーウィンドウ・サンルーフ・革シート等、当社が重要と認める装備が相違しているとき。

(3) 内外装以外の機関・機構が出品車明細と著しく相違しているとき。

### 4. 売買代金減額請求

以下の事項があった場合、落札店は出品店の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限りは売買代金減額の請求ができる。

(1) 出品車明細と落札車両の品質の相違があり免責範囲を超えているとき。

(オークション起算日含み6日以内)

(2) 内外装以外で機関・機構の出品車明細との相違があり免責範囲を超えているとき。

(オークション起算日含み6日以内)

(3) 出品車明細にある取扱説明書・手帳・本条2項(3)の定義以外の保証書・記録(アイコン表記のみの場合)が欠品のとき。(オークション起算日含み12日以内)

(4) 装備の付属品(ナビロム等地図記憶媒体・リモコン・カード等)及び出品車両明細に記載のあるスペアキー等が欠品のとき。(オークション起算日含み12日以内)

### 5. 法的問題車

落札車両に、以下の事由があった場合、落札店は出品店の故意過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除ができる。

(1) 落札車両が盗難車等により完全な所有権の移転ができない場合。(無期限)

(2) 落札車両が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。(無期限)

(3) 車両の所有権を出品店以外の第三者が有しており、落札店が落札車両の完全な所有権を取得できなかったとき。但し、担保設定等により完全な所有権の移転ができない場合で、申告のあった日から1ヶ月以内に出品店が当該担保等を抹消できた場合は除く。(無期限)

(4) 落札車両に関し仮処分があったとき。(無期限)

(5) その他、落札車両が法的問題車である場合。(無期限)

本条項により契約が解除された場合、出品店は落札店の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

6. 本条1項、2項、3項並びに5項に定める契約の解除となった場合、車両代金、ペナルティ金額及び諸費用等の返還については、当社が出品店に替わって落札店に立て替え払いし、出品店が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。

(1) 出品店は当該車両の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。



## 第 64 条 (免責)

落札車両について、以下の各項に該当する事由が存在する場合は、クレーム受付期間内の請求であっても、免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

1. 出品車明細と内外装相違がオークション取引通念から判断して売買代金減額相当とは言えないとき。
2. 新車登録15年以上経過した車両の内外装瑕疵クレーム申請。
3. 装備及び機関・機構等の交換部品、欠品及び損傷が、国産車2万円程度、輸入車3万円程度、軽自動車1万円程度の場合。(セールスポイント等の記載、申告あるものは除く)
4. メーカー保証で対応可能な場合の修理代。(保証継承に要する費用は除く)
5. クレーム申告期間を経過したクレーム申請。
6. 同一車両で2度目以降のクレーム申請。(受付期限の異なる内容の場合を除く)
7. クレーム申請中に出品店の了解を得ないで加修・修理した場合及びその費用。
8. クレーム調停中に当社への連絡なしに転売・小売り・オークションへの出品を行った場合。
9. 転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。(登録書類等しか確認出来ない場合は除く)
10. カラーNoが正しく表記されている車両の外装系統色違い。
11. クレーム申請後、7日以内に落札店からの内容詳細説明がない場合。
12. 当社から落札店へクレームに対する通知後、その意思表示が5日以内でない場合。
13. 記載、申告のない標準装備品以外の不具合。
14. 新車登録から5年以上経過した車両の電装品不具合や欠品、規格外。ただし、5年未満であっても走行距離10万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載、申告あるものや積算計不良は除く)
15. 新車登録から20年経過した車両の機関・機構系不具合。ただし、20年未満であっても走行距離15万km以上の車両はクレーム対象外。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合は除く)
16. 総合評価点が2点・1点・XX点、走行不明車・メーター改ざん車、並行輸入車(セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン・ミッション等の主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く)はクレーム対象外。
17. 即売りコーナー落札車両で、ダメージ表記の無いXX点の車両に関しては、重大瑕疵以外はクレーム対象外とする(但し、骨格損傷、修復歴、規格外エンジン・ミッション・シフト乗換え車を除く)。
18. 落札価格10万円以下の車両。(軽自動車は5万円以下)(セールスポイント等の記載や申告内容相違、エンジン、ミッション等主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大・重要瑕疵の発覚は除く。ただし、減額は落札価格の2分の1までを限度とする)
19. モデル、年式不明車両。(セールスポイント等の記載事項や申告内容の相違、重大・重要瑕疵等の発覚を除く)
20. 積載量が1.5t以上のトラックまたは乗車定員11人以上のバスにおける車歴違い。(ワンオーナー・レンタカー・営業車等)
21. レンタリースコーナーにおける車歴違い。(ワンオーナー・レンタカー・営業車等)
22. 第44条に該当する場合。

23. 当社が下見画像であきらかに確認出来ると判断した標準装備品の欠品及び改造のクレーム申請。
24. 日本国外へ輸出された車両のクレーム申請。(国内税関通過を含む)
25. デポ・ヤード出品車両における天変地異、落雷、火災、その他の不可抗力に起因する損害及び不測の故障、破損等が発生した場合の損害。

#### 第 65 条 (クレームにおける迷惑行為)

落札店がクレームや苦情を直接出品店や元の名義人に対し、申し立てを行った場合、以下のペナルティを落札店は支払わなければならない。尚、落札店自身による車両引取り時の申し立ては除く。

- (1) ペナルティ 50,000円
- (2) 迷惑行為により出品店等が被った損害金。(当社が認めた損害金に限る)

#### 第 66 条 (仲裁)

1. 契約の解除または車両代金減額請求について、売買当事者双方で調整がつかない場合は、当社は公正・中立の立場で仲裁の裁定を為すものとする。
2. 当社の裁定の結果については、売買当事者双方ともに従わなければならない。
3. 仲裁に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は、出品店負担とし、事実でない場合は落札店負担とする。
4. 出品店及び落札店は、裁定の結果に対して従わない場合、第5条により除名及び参加制限がされても、異議の申立をしないものとする。

#### 第 67 条 (円滑な市場運営を阻害する行為)

当社判断により下記、事項に該当する行為があった場合は指導、警告や第5条及び第7条で定める参加制限及び除名・契約解除措置を行う。

1. 基準を超えるクレーム行為
2. 当社裁定に従わない行為
3. 疑似応札行為
4. メーター改ざん車両の出品行為 (直接関与)
5. 申告義務の情報を申告しない行為
6. 言葉の暴力・圧力的言動を発する行為
7. 円滑な検査業務に支障をきたす行為
8. 悪質な支払い遅延、書類遅延行為
9. 盗難車の出品・書類偽造行為
10. その他、流通に支障をきたす行為

※メーター改ざんの事実を知っていて申告しなかった場合も直接改ざんとみなし、同様の措置を行う。

#### 第 68 条 (業界団体指導)

NAK等業界団体の指導に伴い、売買に関わらず当社指定の調査回答いかんにより制裁金が発生する場  
合が有る。

#### 第 69 条 (クレーム対応ガイド)

クレーム対応における具体的対応基準や対応方法は、別紙のクレーム対応ガイドに定める。

## 第8章 特別規程

### さきどりレンタリースコーナー

本特別規程は各規約、規程、参加マニュアル、クレーム対応ガイド等に対し、定めた内容を優先適用するものである。

#### 第 70 条 (定義)

- さきどりレンタリースコーナー（以下、さきどりとと言う）は、過去1年以内にオークションまたは入札会に出品履歴のない車両で、リース・レンタアップ等の予定車や完了車（出品準備中）の条件を満たす車両。（オークション・入札会・業者仕入れは不可）
- さきどり予約の成立とさきどり予約期間、及び売買成立日。
  - 「さきどり予約の成立」は、オークションまたは商談による成約。
  - 「さきどり予約期間」は、さきどり予約の成立から車両引渡可能日前日の当社営業時間内までの期間。
  - 「売買成立日」は、車両引渡可能日とする。
- オークション起算日は「売買成立日」以後の最初のオークション開催日とする。

#### 第 71 条 (さきどりの出品店)

当社が認めた会員（ディーラー、リース・レンタカー業者等）に限り、出品することができる。

#### 第 72 条 (出品店申告義務)

- 第23条に該当する事項。
- 車両引渡可能日。

#### 第 73 条 (出品条件)

- 車両引渡期限は、「車両引渡可能日」当日含む4日以内。
- 書類送付期限は、「売買成立日」翌日から7日以内に当社に引渡すこと。
- 書類有効期限は、「売買成立日」翌月末日以上あること。

#### 第 74 条 (落札店の認識)

- A I S検査後も車両を使用していることを前提とし、走行距離・車両状態・装備内容が表示と異なるため、免責適用範囲が広範であること。
  - 車両引渡可能日までは、出品店都合による契約解除があること。
- 以上、落札店は充分に本規程や当社からの案内を確認した上で、落札すること。

#### 第 75 条 (オークション流札車の当日商談)

当日商談及び逆商談は行う。

#### 第 76 条 (落札代金請求)

1. 先取予約料は、さきどり予約の成立をした開催週のオークション計算書で請求する。
2. 落札車両代、自動車税、リサイクル預託金相当額等は「売買成立日」以降の最初のオークション計算書で請求する。

#### 第 77 条 (落札車両の引取り期限及びペナルティ)

落札店は、「車両引渡可能日」当日含む8日以内に、車両の引取りを完了すること。

8日以内に引取りが完了しなかった場合、搬出遅延ペナルティ(5千円/日)を支払わなければならない。ただし当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

#### 第 78 条 (移転登録期限)

落札店は「売買成立日」の翌月末日までに、移転登録の手続きを完了しなければならない。

#### 第 79 条 (さきどり予約の解除)

出品店及び落札店の都合による「さきどり予約の解除」の可否は、以下とする。ただし、さきどり予約期間内であっても車両を引取りした後の「さきどり予約の解除」は認めない。

さきどり予約解除の可否 「可 ○」 「不可 ×」	さきどり予約 成立日当日	さきどり 予約期間	売買成立日以降
出品店都合	○ ペナルティなし	○ ペナルティなし	×
落札店都合	○ ペナルティなし	○ ペナルティなし	×

※さきどり予約の解除に対し、自らの成約・落札に伴う手数料は支払うこと。

#### 第 80 条 (車両引渡しの遅延)

出品店の都合で「車両引渡可能日」に速やかに引渡しができない場合は下記の要領の対応を定める。

車両の引渡し、車両の引渡し期限を超える場合、落札店の意向により売買契約の解除をすることが出来る。尚、契約の解除有無にかかわらず、出品店は落札店に対しペナルティ5万円を支払うものとする。

※ただし、落札店からのクレーム申告が「車両引渡可能日」当日含む4日を越えてしまった場合や当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

#### 第 81 条 (審査 クレーム)

1. クレーム申告期間の起算は「売買成立日」を基準とする。尚、書類、備品欠品クレーム申告の起算は第70条3項のオークション起算日を基準とする。

2. 第70条に定める、さきどり車及びコーナーの定義違いクレームは契約解除、またはペナルティ2万円とする。

3. 陸送前のクレーム（事故や車両故障、表記違い等）による契約解除の場合は、陸送前キャンセルと同様、ペナルティ2万円とする

3. 免責事項

- ①溶接パネル交換を除く内外装瑕疵クレーム。ただし、著しい瑕疵追加となった場合は当社判断とする。
- ②走行距離違いのクレーム。ただし、著しい差異に対しては当社判断とする。
- ③車歴違い。（ワンオーナー、レンタカー、営業車等）

**第 82 条 (手数料)**

本特別規程の手数料は別途定める。

**第 83 条 (その他)**

特別規程に無い事項については、当社規程に準じるものとする。

## 特別規程

### トラック・バス

#### 第 84 条 (適用車両と定義)

本特別規程は以下に定める車両を対象とし各規程・規約に対し優先適用する。

1. 最大積載量5 t以上(車両総重量8 t以上・4 tベース車及びトラクター、トレーラーセット並びに各単体含む、大板プレート)のトラック(以下「大型」という)
2. 最大積載量4 t以上且つ最大積載量5 t未満(車両総重量8 t未満・4 tベース含む)のトラック(以下「中型」という)
3. 最大積載量4 t未満(積載量1.5 tベース車以上・4 tベース車除く)のトラック(以下「小型」という)
4. 乗車定員11人以上30人未満のバス(以下「マイクロバス」という)

#### 第 85 条 (流通制限項目)

第18条に準ずるもの。

#### 第 86 条 (出品店の出品車申告義務)

1. 第23条に準ずる項目
2. トラクターの場合は第5輪荷重

#### 第 87 条 (AISトラック検査)

1. 本規定のAIS出張検査(以下「AISトラック検査」という)は、第88条にて検査員判断で行う。
2. マイクロバスについては、AISトラック検査ではなく、通常のAIS検査を行う。

## 第 88 条 (トラック評価基準)

トラック総合評価基準表【項目別評価毎の評価上限】

評価点	状態	外装	内装	機能	フレームの錆・腐食
S点	・新車登録後12ヶ月未満、走行10,000km以内 ・内外装とも無傷、無加修のもの	A以上	A以上	A以上	A以上
6点	・新車登録後36ヶ月未満、走行30,000km以内 ・内外装とも軽微な瑕疵が僅かにあるもの		B以上		
5点	・走行50,000km以内 ・内外装ともに良好なもの ・荷台内部等、わずかな使用感があるもの ・職権打刺車 (国産車のみ)				
4.5点	・目立たない傷、ヘコミや板金修理跡があるが、状態の良いもの ・上物が中古交換されたもの	B以上	C以上	B以上	B以上
4点	・気になる傷、ヘコミや板金修理跡があるもの ・ラジエーターコアサポート、ロアサポートの凹み曲がり、またはその修理跡、交換跡(ねじ止め部位)があるもの	C以上	D以上	C以上	
3.5点	・目立つ傷、ヘコミや板金修理跡及び軽度の腐食があるもの ・骨格部位以外の溶接部位交換車 ・キャビン交換車 ・走行不明車 (#)、メーター改ざん車 (*)	D以上	E以上	D以上	C以上
3点	・車両状態が悪く、板金、修理等大加修を必要とする部位、腐食があるもの ・上物に重大な瑕疵のあるもの ・外板に大きな腐食穴や欠損欠品のあるもの ・クロスメンバーに腐食穴や欠損のあるもの	E以上			D以上
2点	・商品価値の低いもの (車両に著しい腐食や損傷があるもの、または、重整備や重加修が必要なもの) ・エンジン内部、過給器、等の機関機構系に改造があるもの ・規格外エンジンに載せ替えられたもの				E以上
1点	・特別瑕疵車 ・消火剤散布跡車 ・冠水車	E以上			
R点	・修復歴車				
XX点	・現状車 ・トレーラー単体	評価なし			

## 【外装補助評価】

A	・無傷または僅かな小傷のあるもの
B	・ダメージが各所に小程度あるもの ・気になるダメージがあるもの
C	・ダメージが各所に中程度あるもの ・大きなダメージがあるもの
D	・全体的にダメージがあるもの ・大きなダメージが数ヶ所にあるもの
E	・全体的に大きなダメージがあるもの ・商品化困難なもの

## 【内装補助評価】

A	・無傷または僅かな小傷のあるもの
B	・ダメージが各所に小程度あるもの ・切れ、破れ、焦げ穴、ノリ跡、ノリ付き等が若干あるもの
C	・気になるダメージが複数あるもの ・通常使用のダメージが数ヶ所にあるもの
D	・目立つダメージが複数あるもの ・全体的にダメージがあるもの
E	・著しく状態の悪いもの ・全体的に要交換、欠品が各所にあるもの

## 【車両機能評価】

A	・異常の無いもの
B	・軽微な作業を伴う消耗品交換を要するもの ・小程度のダメージがあるもの
C	・多少の作業と部品交換を要するもの
D	・大きな作業と部品交換を要するもの
E	・大きなダメージがあり、走行または使用に耐えかねるもの

※上物の機能は評価対象外とする

## 【フレームの錆・腐食状態】

A	・錆、腐食のほぼ無いもの
B	・軽微な錆のあるもの
C	・気になる錆、目立つ錆のあるもの ・軽微な腐食のあるもの
D	・著しい錆、全体的な錆のあるもの ・気になる腐食、目立つ腐食のあるもの
E	・著しい腐食、全体的な腐食のあるもの

## 【外装ダメージ表示】

ダメージ記号の目安		
キズ (キャビン)	A 1 10cm程度の線キズ (こぶし大程度) ※小A 1cm程度までのキズ (軽微なもの) は除く	
	A 2 20cm程度の線キズ (手のひら程度)	
	A 3 40cm程度の線キズ (手のひら2個程度)	
	A 4 A3を超えるもの	
凹み	U 1 ゴルフボール大程度のへこみ ※小U すかして確認できる程度のへこみは除く	
	U 2 テニスボール大程度のへこみ	
	U 3 サッカーボール大程度のへこみ	
	U 4 U3を超えるもの	
キズを伴う凹み	B 1 ゴルフボール大程度のキズを伴うへこみ ※小B すかして確認できる程度のへこみは除く	
	B 2 テニスボール大程度のキズを伴うへこみ	
	B 3 サッカーボール大程度のキズを伴うへこみ	
	B 4 B3を超えるもの	
補修跡	W 1 すかして確認できる補修跡のあるもの	
	W 2 容易に確認できる補修跡	
	W 3 全面的で再加修の必要な補修跡	
錆	S 1 ゴルフボール大程度のサビ ※小S 軽微な錆は除く	
	S 2 テニスボール大程度のサビ	
	S 3 サッカーボール大程度のサビ	
	S 4 S3を超えるもの	
腐食	C 1 ゴルフボール大程度の腐蝕	
	C 2 テニスボール大程度の腐蝕	
	C 3 サッカーボール大程度の腐蝕	
	C 4 C3を超えるもの	
F ガラス飛び石キズ	G 飛び石キズのあるもの	
交換済み	XX 交換済み	
切れ・割れ・穴 破れ	F ガラス	X 1 1cm程度の割れ・補修跡
		X 2 3cm程度の割れ・補修跡
		X 3 10cm以内の割れ
	その他ガラス 灯火類	X 割れ
その他パネル	検査コメントにて表示	
程度については、目安でありダメージの位置、深さにより瑕疵表現が変更となります。		

※上物のダメージは各パネルの大きさに対する割合をA I S認定検査員が勘案し判断するものとする。  
また、傷、錆、腐食のダメージは目安の10倍程度とし、パネルに対する大きさの割合で表記する。

## 【修復歴判定基準】

下記、骨格部位が判定基準に該当する状態であった場合、修復歴とする。

No	骨格部位	修復歴判定基準
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹みまたはその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの
2	メインフレーム (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹みまたはその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しのあるもの 3) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ピラーから波及した凹みまたはその修理跡があるもの 3) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がりまたはその修理跡があるもの
6	フロアパネル	1) 交換されているもの 2) パネル接合部にはがれまたは修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部または外板を介して凹み、メンバーに曲がりまたはその修理跡があるもの
7	リヤコーナーパネルインナー	1) 交換されているもの 2) 外部または外板を介して波及した凹みまたはその修理跡があるもの

※クロスメンバー、メインフレームを除き、キャビン各部位を対象とする。

## (修復歴としないもの)

- ・フロントクロスメンバー前面より前方のメインフレーム
- ・メインフレーム後端から30cm以内のメインフレームまたはクロスメンバー
- ・キャブバッククレーン取付部によるメインフレームの損傷（但し、当社判断により修復歴とすることがある）
- ・小さな損傷または突上げ等による損傷、及びその修理跡
- ・加工の為の溶接跡

(修復歴車の程度表示)

- ・修復歴R-A (R-Bとしない修復歴)
- ・修復歴R-B (センターフレームの損傷または修理跡)

第 89 条 (手数料)

第53条で定める各種手数料は別途定める。但し、「本特別規程 さきどりレンタリースコーナー」対象車両は適用しない。

第 90 条 (輸送)

出品店は、落札店への車両輸送に支障がでないよう、十分な燃料補給を行うこと。

第 91 条 (審査クレーム)

原則、第7章及びクレーム対応ガイドによる。

以下特別対応とする。

1. 契約の解除及び 売買代金の減額

(1) 積載量違いクレームは30%程度の相違があった場合は原則、契約解除(成約日含み翌月末日以内)

(2) 車検残数違いクレーム 3か月以上差異は契約解除、値引きの場合は、1か月小型5千円、中型及びマイクロバス8千円、大型1万2千円。

(3) タイヤ違い(分山及び種類違い)は、当社判断で値引き。但し、3分山以下は対象外とする。

(4) ジャッキ欠品は、1万円値引き

(5) バー・クリップレンチは、3千円値引き

(6) スペアタイヤは、2万円値引き

※(3)～(6)項の適用は、中型・大型トラックのみとする。

2. 落札車両について、次の項目に該当する事由が存在する場合は「免責」とする。

(1) 装備及び機関・機構等の交換部品、欠品及び損傷が、小型トラック・マイクロバス3万円程度。中型・大型トラック5万円程度の場合。(セールスポイント等の記載、申告あるものは除く)

(2) 新車登録から20年以上の機関・機構不具合。ただし20年未満であっても小型トラック・マイクロバスは走行距離15万Km以上、中型・大型トラック&大型バスは走行距離20万km以上の車両についての機関・機構系不具合も免責とする。(セールスポイント等の記載や申告あるもの、エンジン・ミッション・上物機能等の主要箇所の重大な不具合及び細目事項は除く)

(3) 色替え

3. 細目事項は以下とする。但し小型トラック・マイクロバスは除く。(小型トラック・マイクロバスは一般車両に準ずる)

クレーム申告期間：成約日含む6日以内

クレーム内容	対応方法
エンジン内部の不良 (メタル・ピストン・圧縮)	走行 15 万キロ以上でのエンジンバルブシール (白煙) はクレーム対象外 ※エンジン不良でクランクメタルやピストン焼付け等 重大な不具合がある場合は当社判断とします。
エンジンヘッド・ガスケット抜け	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は一律 3 万円 V型エンジン 5 万円
エンジン前後クランクシャフト、 オイルシール不良	走行 20 万キロ以上は原則クレーム対象外
過給器系の不良	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は一律 1 万 5 千円
噴射ポンプ不良、燃料漏れ (ノズル含む)	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は上限 6 万円
ラジエター、ウオーターポンプ、 オイルクーラー不良	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は一律 2 万円
特殊マフラー・低減マフラー等の不良	新車登録 3 年未満及び走行 10 万キロ未満まで
マニュアル車のクラッチの滑り	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は上限 9 万円
A/T 滑り、変則ショック、タイムラグ等の 不良	走行 20 万キロ未満まで ※重大な不具合がある場合はその限りではない、 当社判断とします。
デフ不良	走行 20 万キロ未満まで オイル漏れはクレーム対象外
ドライブシャフト、プロペラシャフトの不良	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上は一律 1 本につき 1 万 5 千円
ブレーキ系の不良 (エアーマスター、ハイドラ マスター、自動サイドブレーキ、ABS)	走行 20 万キロ未満まで。20 万キロ以上 30 万キロ未満は 3 万円。30 万キロ以上はクレーム対象外
PS 不良 (ボックス、ポンプ、4WS 含む)	走行 15 万キロ未満まで 15 万キロ以上の PS/BOX の場合、6 万円 15 万キロ以上の PS/ポンプの場合、3 万円
エアコンプレッサー (バキューム含む)	走行 15 万キロ未満まで。15 万キロ以上は、一律 4 万円
ACコンプレッサー、エバポレーター、 ダイナモ、セルモーターキャブチルトモーター の不良	走行 15 万キロ未満まで。15 万キロ以上は、一律 4 万円
エアサス不良 (コントローラー含む)	新車登録より 10 年未満。ゴム等の消耗部品に関しては、新 車登録より 3 年未満
コンピューター、PTO、トラニオン関係の 不良	当社判断

## 第 92 条 (フォークリフト)

### 1. 本条の対象車両

- (1) 運輸支局、または軽自動車検査協会による検査証が交付されているもの。
- (2) 構内使用等により登録書類のないフォークリフトのうち、車台ナンバー・シリアルナンバー等の打刻または、製造番号あるいは車台番号の位置が明確に確認できるもの。

### 2. 出品車両条件

- (1) 市町村登録における車両は、廃車申請が完了していること。
- (2) 盗難歴、抵当権設定等、車両の譲渡に問題がないこと。

### 3. 出品店の出品車申告義務

- (1) シリアル番号
- (2) 燃料の種類
- (3) 最大荷重
- (4) 不良・不具合

### 4. 譲渡書類

原則、第 25 条に準ずる。但し、構内使用等により登録書類のないフォークリフトの場合は、以下の通りとする。

- (1) 当社指定の譲渡証明書、及び誓約書兼販売証明書を、成約日含む 8 日以内に当社に到着するよう送付すること。
- (2) 本項 (1) 号以外の書類が必要であると当社が判断した場合、出品店は当社が必要と判断した書類を、指示された日を含み 10 日以内に当社に提出しなければならない。

### 5. 手数料

#### (1) 出品料、出品取消料

	出品料	出品取消料
荷重 3 t 未満	10,000円	7,000円
荷重 3 t ~ 6.9 t		
荷重 7 t 以上、 大型特殊		

※出品取消は、オークション前日受付営業時間内まで

<当日取消手数料> 2,000円 (出品料とは別)

※当日取消は、オークション当日 30 分前まで

※競り直前の当日取消の場合「主催者元落ち」として当日取消扱いとする

<再セリ手数料> 流札時のみ 2,000円 (出品料とは別)

(2) 成約・落札手数料

会員は、車両が成約した場合は、以下の手数料を支払わなければならない。

	成約料		落札料	
	POS	商談	POS	商談
荷重3t未満	10,000円	17,500円	10,000円	17,500円
荷重3t～6.9t	15,000円	20,000円	15,000円	20,000円
荷重7t以上、 大型特殊	20,000円	25,000円	20,000円	25,000円

レギュラー会員の成約・落札手数料は、上記手数料に一律（税抜き）4,000円の割増。

6. 車両検査

AIS検査は実施しない。

7. 成約車両の引渡し

落札店は当社への入金後に限り、購入車両の搬出を可能とする。また、出品店は成約後、当社から搬出の依頼があるまで、引渡しはしてはならない。

8. クレーム

原則、クレームを認めないものとする。但し、下記の場合についてはその限りではない。その場合、落札店は成約日より各号に定める期間内に限り、契約の解除または売買代金減額の請求が出来る。

- (1) 盗難車（無期限）
- (2) 法的問題車（無期限）
- (3) 諸元等出品データの重大な記載違い（成約日含み6日以内）
- (4) 代金減額請求及び契約解除が相当であると当社が判断した場合（成約日含み6日以内）

**第 93 条（その他）**

本特別規程にない事項については、当社規程に準じるものとする。

## 第9章 附則

本規程の諸則については、参加マニュアル・別途クレーム対応ガイドに定める。

# 検査員資格基準

当社の検査員は、出品店の作成した出品申込書もしくはP. B. Cにより品質検査を行うが、買い手に正しい情報及び商品の内容を伝えるためにも間違いがないか万全を期して、公正かつ厳格に検査に望むことが必要である。

検査員は、オークションの信頼性を高めるためにも、当社の統一化された公正かつ、一定の検査基準にのっとり、客観的な目で、出品車両の厳重なチェックを行う必要がある。

検査員資格の認定は、次の基準による。

## 1、認定基準

### (基本)

- ①オークション運営規程等に精通している者。
- ②検査員としての礼儀及び規律を重んじる者。

### (公正で信頼できる人格)

- ①オークションの公正かつ信頼性を高め、業界の発展に寄与できる者。
- ②事実を正確にとらえ、虚偽の報告等をする事のない者。

### (修復歴車の判定及び修復・摘出力・各車両の識別判定力)

- ①各部・各所の瑕疵の正確な摘出力のある者。
- ②修復状態を見抜き、修復歴車としての判別ができる者。
- ③車名・車格等を把握し、識別判定のできる者。

## 2、資格基準

オークネットが検査業務を委託する(株)AISの開催する検査員研修受講による認定書の取得者。

## 3、資格の取消及び停止

- ①認定基準における不正行為及び虚偽の報告等があった場合。
- ②正当な理由がなく、指定の研修会を受講しない場合。
- ③認定基準における検査技能が著しく低下した場合。

## 反社会的勢力排除

会員は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を尊重し、オークネットの主催・運営するオークションへ取引参加するにあたり、以下の事項を遵守する。

### 第1条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、オークネットに対し、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約する。
  - ①暴力団、②暴力団員、③暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、④暴力団準構成員、⑤暴力団関係企業、⑥総会屋等、⑦社会運動等標ぼうゴロ、⑧特殊知能暴力集団、⑨その他前各号に準ずるもの
2. 会員は、オークネットに対し、現在または将来にわたって、前項各号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約する。
  - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係、④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 会員は、前各項の該当性の判断のために、オークネットより調査の要請を受けた場合、その調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 会員は、オークネットに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。
  - ①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計または威力を用いてオークネットの信用を毀損し、またはオークネットの業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為
5. 会員は、オークネットに対し、前各項のいずれかに違反すると認められる場合及び前各項における表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、オークネットは、会員に対して、何らの催告をせず、オークション取引等の参加の制限及びオークネットと会員間の契約を解除するとともに、これにより被った損害の賠償を求めることができる。
6. 会員は、オークネットに対し、前項により取引等の参加の制限及び取引契約を解除された場合、これにより発生した損害について賠償ないし補償を求めることができない。

### 第2条（承認）

この特則規程に規定された事項は、会員が取引参加した（入札行為を含む）時を以って、これを同時に承認したものとみなすことができる。

### 第3条（適用範囲）

この特則規程に規定された事項は、各章の規定と一体をなす規定とみなす。

#### 第4条（附則）

1. この特則規程において、使用される各用語の定義は、以下のとおりとする。

**（1）暴力団**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

**（2）暴力団員**

暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。

**（3）暴力団準構成員**

暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるものまたは暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。

**（4）暴力団関係企業**

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

**（5）総会屋等**

総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

**（6）社会運動等標ぼうゴロ**

社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

**（7）特殊知能暴力集団等**

暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。

**（8）これに準ずるもの**

前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
- ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

# 諸則

1、売りつくし調整権限オペレーター権限について (第21条 補足)

下記内容の売りつくしの調整をさせていただきますので、予めご了承下さい。

(1) 売りつくし直前のオペレーター権限

- ・1ポス1万円未満の場合、売りつくし手前3万円前後に応札があれば、当社にて売りつくしの操作をさせていただきます。
- ・1ポス1万円以上の場合、売りつくし手前10万円前後に応札があれば、当社にて売りつくしの操作をさせていただきます。

(2) 出品店のスロー操作後のオペレーター権限

- ・1ポス1万円未満の場合、スロー操作後5万円前後を目安に売りつくしの操作をさせていただきます。
  - ・1ポス1万円以上の場合、スロー操作後10万円前後を目安に売りつくしの操作をさせていただきます。
- ※再セリ
- ・オペレーターホットライン時に限り出品店様の希望で、再セリを行う場合があります。再セリ時の方法については、その都度当社より案内いたします。

2、スタート価格指導及び売りつくし値幅制限 (第22条 補足)

売りつくし価格に応じて当社で定める値幅限度を適用し、スタート価格の設定をお願いします。

値幅限度を超えますと、売りつくし設定価格に応じたスタート価格へ自動的に訂正されますので、予めご了承下さい。主催者が認めたコーナーに限り、下記値幅制限を変更することがあります。

尚、設定価格の変更は、オークション出品前日の18時までとなります。オークション当日の価格変更は、価格のダウンのみ可能となります(セリ30分前まで。値幅限度内での設定となります)

売りつくし価格設定	セリピッチ (1POSセリ上がり価格)	スタート価格から 売りつくしまでの値幅限度
100万円未満	3,000円	60万
100万円以上	5,000円	100万
500万円以上 但しスタート価格400万以上	5,000円	限度無
1,000万円以上 但しスタート価格800万以上	10,000円	限度無

※限度無対象車はセリピッチ200POSセリ上げ後、応札無の場合にはオペレーター判断にて流札といたします。その場合の商談受付価格は売りつくし設定価格マイナス15万円となります。

### 3、代行落札／重要訂正時における注意

(1) 参加会員は、当社に対し落札の代行を依頼することが出来ます。尚、受付は出品される30台前までとします。また、希望金額を2ポス程度上回る成約または、調整状況及び諸事情により落札が出来ない場合は、免責とさせていただきますので予めご了承下さい。

(2) 出品リスト開示後の重要事項等の訂正はセリ30分前迄受付可能となります。オークション前日までに代行落札の申込を頂いた車両に重要な訂正が入った場合は、その内容について連絡させていただきますが、連絡が取れない場合は、代行落札を中止とさせていただきます。オークション当日に重要な訂正が入った場合は、代行落札は中止となりますので予めご了承下さい。重要事項の訂正は主催者判断となります。

(3) 代行落札当該車両に複数の会員店から依頼があり、且つ同額の代行落札があった場合、先に依頼があった会員を優先して代行致しますので、予めご了承下さい。

(4) 「売りつくしプラス」サービスは当該車両が「売りつくし」及び「見切り」になった時点で実施されるサービスです。「売りつくしプラス」のみの設定はできませんのでご注意ください。

(5) 売りつくしプラスの取り扱いに関しては上記(1)(2)(3)と同様となります。

### 4、オペレーターホットラインについて

電話にて出品車両の調整補助が受けられます。但し、通信状態及び会話中の操作で希望通りの調整が困難な場合は、免責とさせていただきますので予めご了承の上ご利用下さい。

### 5、オークション中のアナウンスについて

オークション中は、出品車のご案内を実施しますが、そのアナウンスが「出品車一覧表」及び「TV画面に表示される文字情報」と異なった内容をアナウンスしても免責とし、出品車一覧表及びTV画面を優先させていただきますので、予めご了承下さい。ただし、訂正事項をアナウンスした場合には、アナウンスを優先させていただきます。

### 6、評価点の算出方法

(1) 検査員は、セリ前の検査において出品車の瑕疵状態、修復歴の有無等をチェックし状態図に表示します。

(2) 検査員の主観による評価点付与は行いません。

(3) 評価点は上記のような諸条件や諸元をもとに「評価点自動算出システム」により客観的に算出されます。

## 7、複数チャンネル開催について

複数レーンによるオークション開催の進行状況により、AチャンネルとBチャンネル及びCチャンネル、Dチャンネルで出品操作及び応札操作が重複する可能性があります。落札に際しては、当社に30台前までにご連絡頂ければ、代行させて頂きますのでお申し出下さい。また、出品に関しましては、売りつくしの価格の変更（価格ダウン）にてご対応願います。尚、参加マニュアル3をご確認の上、代行依頼願います。

## 8、出品車両の再出品について

新規出品車両が流札した場合、次開催のオークションに自動的に再出品されます。再出品をされない場合は、金曜日営業時間内までに、取消の手配をお願いします。尚、年末年始等により、オークションが休催となる場合は、再出品の取消の締切りが変更となりますので、別途、お知らせ致します。

## 9、商談における注意

### (1) 受付について

商談のお申し込みはオークション開催日当日営業時間内のみとなりますので、ご注意ください。

### (2) 成約について

商談は、出品店の売り希望価格及び購入希望店の希望価格を基に当社が仲介を行い、購入希望価格を出品店が了承した時、または売り希望価格を購入希望店が了承した時に成約とし結果報告をいたします。ただし、了承及び結果報告に時間を要した場合等、当社が判断し最終確認を行い、成約と致します。

### (3) 申込み最低金額

商談を希望する会員は、最低申込金額を確認の上、指値の提示をお願い致します。

①スローが入った車両は、最低申込み価格：スロー価格マイナス10万円。

②スローが入らなかった車両は、最低申込み価格：売りつくし価格マイナス15万円。

③最終応札価格が、①②の金額以上の場合は、最終応札価格プラス1万円。①②の金額がスタート価格以下の場合は、スタート価格プラス3万円からの受付。

④再セリ流札時の商談最低申込み価格は、流札価格。

### (4) 商談受付順位

当日商談はポス応札状況により受付優先順位があり、ポス最終応札店がセリ終了後15分間は優先商談申し込みが可能です。最終応札店以外の会員店は、仮受付ができます。最終応札店から、セリ終了後15分以内に申し込みが無かった場合には、仮受付順に商談優先順位となります。セリ終了後15分経過後は、全ての会員店が受付可能となります。

### (5) 交渉権

交渉中の商談申込み店は、出品店の希望価格を提示された時より、2時間以内且つ当社営業時間内に結論を当社に回答して頂きます。尚、回答なき場合は、当社は商談不成立と判断し、次の申込み店へ商談交

渉権が移行することを了承したものとします。※双方了承の場合はこの限りではありません。

(6) 逆商談

出品店は応札があった流札車にのみ、出品店からの商談申し込みが出来ます。

- ①最終応札会員への商談ができます。
- ②申込金額は、最終応札金額となります。
- ③成約金額は、最終応札金額以下でも可能です。
- ④逆商談受付期間は、開催日当日のみとします。
- ⑤成約車両に当日キャンセルが発生した場合は、最終応札手前1番手に交渉可能です。

(7) オークション起算日

オークション開催日当日の商談成約の場合は、その開催回数が起算日となり、翌日以降の商談成約の場合は、翌オークション回数が起算日となります。

(8) 成約した車両について

①書類の送付期限

出品店は、譲渡書類及び自賠責保険（ナンバー付きの場合）を成約日含め8日以内に当社に到着する手配をお願いします。

②書類の有効期限

譲渡書類の印鑑証明・委任状等の有効期限は、オークション出品時の起算日から翌月末日以降あるもの。予備検査証についても同様に、翌月末日以降あるものとなります。

③移転登録期限

落札店は、オークション出品時の起算日より翌月末日以内に移転登録の手続きを完了してください。但し、書類有効期限が短い場合はその有効期限内に、また期限の申告がある場合は、その申告期限内に移転登録の手続きを完了してください。以上の各期限については、商談時に出品店と落札店が期限について承諾がある場合、この限りではありません。

④落札店の車両代金決済

成約車両の代金・自動車税・諸手数料等は、オークション起算日より8日以内に当社指定の口座に振り込んでください。

⑤自動車税相当額

車検付の成約車両の場合(軽自動車除く)、成約日を基準とし、落札店は翌月から年度末までの自動車税相当額を預け入れが発生します。

(9) 開催日翌日以降に成約した車両のクレーム期間について

- ①第61条1項「重大瑕疵」の修復歴・骨格損傷車は、成約日より10日以内。
- ②第61条3項「通常瑕疵」は、成約日より6日以内。
- ③第61条4項(1)(2)号については、オークション成約日より6日以内とする。

(10) 事前確認について

商談申し込み前に十分内容を確認されたことを前提とします。従って、出品リストと出品車映像との内容相違があった場合でも、当社判断によりクレーム対象外とする場合があります。十分にご確認の上お申し込みください。

## (11) その他

その他、商談のルールは、原則「オークション運営規程」に準じます。

**10、成約車両の引渡し・引取りについて**

(1) 出品店は、成約翌日より成約車両の引渡しが可能となるようご対応願います。出品店の都合で速やかに引渡しができない場合、下記の要領にて対応させていただきます。

## ① 車両引渡しが成約翌日含み4日17:00を超える場合

落札店の意向により契約解除ができます。その際、出品店はペナルティとして、10万円を落札店に支払います。また、契約解除をしない場合はペナルティ5万円支払うものとします。

② 他オークション会場から、引渡しをした場合（当社指定会場出品を除く）は落札店の意向により契約解除ができます。

※落札店からのクレーム申告が成約翌日含み4日を越えてしまった場合や、当社がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

(2) 落札店は、落札した車両が速やかに到着するよう手続きしてください。尚、著しい遅延と当社が判断した場合、当社判断にてクレーム対応します。その場合、落札店はペナルティとして5万円を出品店に支払うものとします。尚、当社判断にて搬出を行った場合、実費（輸送料、保管料、当社手続費用2万円含む）を落札店が支払うものとします。

**11、ヤード保管車両の注意**

(1) 「宮城C」「千葉C」「横浜C」「愛知C」「大阪C」「福岡C」等ヤード保管車両について、当社は、以下に該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとします。

① 天変地異、落雷、火災、その他の不可抗力に起因する損害。

② 出品車両または落札車両に不測の故障、破損等が発生した場合の損害。

(2) ヤード利用について以下に該当しない場合は保管料が掛かりますのでご注意ください。

保管料は1台31日まで4千円、31日以降は1週間当たり1千円です。

① 入庫から31日までの間に、オークネットTVオークションへ出品し成約となった場合または2回連続して出品し流札となった場合か共有在庫市場で成約となった場合は31日までの保管料が無料になります。

② 保管期間が31日を過ぎた場合であってもオークネットTVオークションへ出品を継続する場合は保管料が無料になります。

(3) 保管車両の燃料残量不足（EV・FCV等も含む）による不働、もしくは陸送に影響が出ると当社が判断した場合は、出品店にて速やかに復旧対応してください。落札後の著しい引取遅延と当社が判断した場合は、落札店にて復旧対応してください。

尚、やむを得ず当社にて復旧手配を行った場合、実費と当社手続費用2万円を出品店もしくは落札店が支払うものとします。また会員が被った損害については、当社はその賠償責任を負わないものとします。

## 1 2、譲渡書類の有効期限翌月末日未満の引受について（第 2 5 条 補足）

（1）譲渡書類の有効期限が規程の期限（翌月末日以上）より短い場合、新規出品時に起算日より30日以上、再出品時（新規出品時の申告履歴要）には23日以上有効期限がある譲渡書類であれば、事前に出品票記載（申告）して出品することができます。尚、この条件に満たない期日の申告、記載は無効になります。

### （2）早期名義変更依頼料

①出品店は、成約車両の譲渡書類提出で、当社が定める有効期限が不足している場合、落札店がこの不足期間を承諾し尚かつ、早期名義変更依頼料として1万円を落札店に支払うことで譲渡書類の引渡しができます。

②落札店は早期名義変更を引き受けたにもかかわらず、譲渡書類の有効期限を失効させた場合、早期名義変更依頼料を出品店に返還し尚且つ、第34条3項に定める譲渡書類差替ペナルティを出品店に支払わなければなりません。

③商談成約車両の書類有効期限について、商談時に出品店が申告する期限に落札店が承諾した場合、この早期名義変更依頼料に該当しません。

## 1 3、譲渡書類の引渡し制限について（第 2 5 条 第 3 4 条補足）

### （1）自社名義変更について

当社にて円滑な移転登録の妨げになると判断された場合、自社名義にして送付願います。

### （2）所有権について

#### ①所有権付き車両、担保設定車両等

I、信販会社等が所有権を留保してある自動車検査証の場合は、所有権解除後の譲渡書類（印鑑証明書・委任状・譲渡証明書等）で送付願います。

II、抵当権設定車両は、抵当権を解除後出品できるものとします。

#### ②登録識別情報制度

I、登録識別情報制度で登録されている「Bタイプの自動車検査証」の場合、移転登録手続き時に「登録識別情報の英数字6桁の符号」が必要になる場合があります。出品店は、この登録識別情報の符号が必要（通知中）であるか不要（提供済）かを出品前に十分な確認をお願いします。

II、成約後、「通知中であるBタイプの自動車検査証」を提出する場合は、登録識別情報の符号が必須になりますので、この符号が明記されたOCRシート等を譲渡書類と同時に提出をお願いします。

III、当社は登録識別情報の符号の提出がない譲渡書類の場合は、登録識別情報の符号が不要（提供済）である書類として判断させていただきます。

IV、出品店がこの登録識別情報の確認を怠り、または登録識別情報の符号の誤りで落札店の移転登録手続きに影響が出た場合、出品店はペナルティを落札店に支払うものとします。

以上、指摘する何れかに該当し問題が発生した場合は、当社が裁定を行います。

## 14、車検なし・車検残なし車両について 「ナンバー応談」

車検切れや車検残が成約日より翌月以内のものは、原則として抹消登録での出品とするが、出品店は「ナンバー応談」の記載することでナンバー付でも出品することができます。成約した場合、出品店は継続書類を当社に送付して下さい。ただし、落札店が抹消を希望した場合は以下の対応とします。

- (1) 落札店は成約後、2時間以内に申し出ること、当社が代行して抹消登録手続きを行います。ただし、成約車両引取り後の対応は出来ません。(代行手数料7千円)
- (2) 出品店は成約した車両の継続書類を当社に送付してください。尚、当社で抹消登録手続きを行う通知があった場合、合わせてナンバープレートも送付してください。

## 15、名変中の表示について

検査日からセリ当日までに名義変更が間に合わない車両をご出品頂く場合、出品店は「名変中」と申告して下さい。

※「名変中」の記載がある車両が成約となった場合でも、成約車両の引渡し遅延の場合はクレーム対象となります。

※ナンバープレート・封印が取付けられていない場合はクレーム対象となります。

## 16、出品不可車両の出張手数料について

車両検査時に出品不可車両と判明した場合でも出張手数料を申し受けます。尚、車両検査終了後に出品不可車両と判明した場合も同様に出張手数料を申し受けます。

## 17、リサイクル料金について

### (1) リサイクル料金の申告

①出品店は、リサイクル料金が預託済みである場合は、出品申込書に金額と共に預託済みの申告を記入してください。尚、資金管理料金は、精算対象外になります。申告額に加算しないように、お願い致します。(C券の金額は含みません)

②リサイクル料金を預託していない車両の申告方法は、出品申込書には、記入をする必要はありません。未記入でお願いします。

③出品申込み後、出品店別出品車確認表を確認し、リサイクル料金に差異または、申告漏れがある場合は、原則オークション出品前日の18時までに、当社に申告をしてください。

### (2) リサイクル料金の修正

①出品店、落札店共に、当社を通じてリサイクル料金の申告漏れ及び修正の申告があった場合、その申告内容に応じて頂きます。

②売買成立後の修正については、出品店は成約日含み10日以内、落札店は譲渡書類発送日含み10日以内に申告すること。

③出品時の申告金額が、リサイクル券に記載されている金額より大きい場合、「預託済み」申告が「未預託」だった場合は、当社の判断にて修正を行います。

④「預託済み」申告が無く、譲渡書類に「リサイクル券」が添付されている場合は、リサイクル料金を無償譲渡したものとみなします。

⑤落札店は、譲渡書類が到着次第、速やかにリサイクル券の有無及びリサイクル預託金額を確認してください。

### (3) 預託証明書の提出

預託証明書を紛失等で提出ができない場合は、預託金額を証明できる書類（写し可）を提出してください。

## 18、福祉車両の消費税について

福祉車両を出品する場合は、法令に基づき消費税の課税・非課税を正しく申告して下さい。

落札店は、車両到着後、速やかに車両状態と消費税の課税区分を確認し、課税区分に相違があった場合、譲渡書類到着日を含め10日以内に申告願います。当社が認めた場合に限り出品店の事情にかかわらず消費税の修正を行わせて頂きます。

## 19、継続検査用納税証明書について

### (1) 対象となる車両

継続検査用納税証明書の提出が必要となる出品車両について

①出品店が、継続検査用納税証明書（以下、「納税証明」という）の提出が義務となる出品車両は、「納税証明の有効期限内に車検期日を迎える車両」になります。

②ナンバー応談（第14項目参照）等の対応結果が、継続車検（自動車検査証）で書類提出する場合も、移転登録書類一式と納税証明の同時提出が必要となります。

### (2) 提出について

①出品店にて運輸支局の納税確認が取れた場合、提出は不要とします。

②自動車税納付期限前後の納税証明書取扱いについては、当社判断にて出品店より納税証明を提出していただきます。

## 20、当社調査による事実上の倒産について

第61条6項3号における当社の調査とは、当社と出品店との取引状況、出品店所在地や代表者宅の現地調査、写真撮影、周囲（業者）や営業社員からの事実聴取等を行い、かかる当社の調査により下記の事項の3項目以上に該当する場合は、当該出品店は事実上倒産したものとみなす。

- ・店舗もしくは代表者宅に電話をしても不通となり、連絡が取れない。
- ・営業時間中に社内に代表者や従業員がいない。
- ・出品店とは無関係の第三者が社内を占有している。
- ・通常営業をするために必要と思われる備品が社内がない。

- ・展示車が大幅に減少ないしは、存在しない。
- ・店舗もしくは代表者宅で新聞や郵便物が溜まっており、その量が著しく拡大であるか若しくは金融機関や消費者金融業者、税務署や裁判所等からの催促状がある。
- ・店舗もしくは代表者宅で水道、電気等のメーターが止まっている。
- ・出品店ないし代表者個人の信用情報に事故情報がある。

## 2 1、セールスポイント欄の記載及び追加写真について

(1) 出品店の任意で100文字までアピールすることができます。但し、下記の記載禁止用語があった場合は、削除する場合があります。

- ①禁煙車・雨天未使用・ガレージ保管等基準や根拠があいまいなもの。
- ②極上車・美車のように主観を優先して評価点等との矛盾を与えるもの。
- ③エンジンオーバーホール済・消耗品交換済等修理内容が不明確でその範囲や根拠が不明瞭なもの。
- ④落札店を限定する表記等。
- ⑤その他、まぎらわしい表現・規程にそぐわない表現等。

(2) セールスポイント欄記載の事項についての不具合・欠品・申告違い等のクレームは、免責適用外となる場合がありますので、出品店は必ず、検査点検を行い正確に記載してください。

(3) 出品店は、専用サイトより最大27枚まで写真を追加できます。

(出品番号採番終了後より追加は可能)

- ①一度追加登録された写真については、出品店が変更及び削除することは出来ません。変更及び削除したい場合には、当社にて行います。
- ②追加写真にて確認できる装備品等についてのクレームも、セールスポイント欄同様に免責適用外となる場合がありますので、出品店は必ず、検査点検を行い正確に掲載してください。

## 2 2、「保証」「記録」「手帳」の各定義について

(1) 「保証」

- ①保証期間内でメーカー保証継承に支障のないもの。
- ②保証期間外の車両については、新車販売時にメーカーより発行されている保証書で、ディーラー販売店印が押印（ディーラー販売店印字シール等）されたもの。  
尚、各メーカーの定めるサービス保証制度で、メンテナンス等不備により保証継承が出来ない場合や、並行輸入車等、型式に排ガス記号無い車両は、保証書表記できません。

(2) 「記録」

整備記録紙（整備手帳等）で車検時の点検記録があるもの。

一回目の車検が経過しない車両については、点検が一回以上あるもの。但し納車前点検記録は除きます。

※点検記録は認証工場記録の原紙（コピーの場合は要押印）に限ります。また、ユーザー車検の記録は該当しません。

(3) 「手帳」

新車販売時にディーラーより発行され、該当車両のものと判断できる整備手帳。

※他の車、他メーカー用、及び書き換え等された形跡があるものは手帳表記に該当しません。

## 23、各キーについて

メインキー（イモビ内蔵タイプ含む）、スペアキー、セキュリティーコードが記載されているカード、及びセキュリティを解除するために必要なコードキーの有無については事前に確認願います。確認無き場合のクレームについては、クレーム対象外となります。

## 24、スマートキーについて

IDコード（暗証番号）内蔵キーを持ち車両に近づくだけ、または、車両のリリースボタンに触れるだけで、ドアの解錠、及び、エンジン始動が可能なシステムとします。

## 25、ワンオーナー表示について

車検証（詳細登録証明書）上、名義変更がされていないもの。但し、商品車登録（販売目的で古物許可証を持った法人及び個人への登録）、及び第三者への移転登録日と同日に抹消登録が行われた変更は除くものとします。

上記の場合であっても、過去にレンタカー、事業用等の登録歴及びH表記の並行輸入車（型式に排ガス記号無し等）については、ワンオーナーの記載はできません。

◇ワンオーナー表示できる例

- ・使用者が結婚し、名字、住所が変更されたもの。
- ・使用者が同一で所有権解除されたもの。
- ・Aリース社からBファイナンス社等に所有者変更されたもの。

◆ワンオーナー表示できない例。

- ・使用者が法人名義から個人名義（法人代表者を含む）に変更された場合。
- ・使用者が相続により変更された場合。
- ・使用者が新車ディーラーから個人に変更された場合。（個人事業者の商品車登録は除く）

## 26、登録遅れ申告について

輸入車を除く、モデルチェンジ、マイナーチェンジ等、仕様変更前の車両で、仕様変更が行われた時から、変更月を含め、6ヶ月以上経過し、且つ年をまたいで、初度登録されているものは「登録遅れ」と申告が必要です。

※排ガス記号の変更のみで、仕様の変更がない場合は「登録遅れ」に該当しません。

【特定敷地内使用における登録遅れ申告】

大使館使用車、メーカーテスト車、空港敷地内使用車等、初度登録前に使用されていた車両については、

登録遅れ申告が必要です。例「元大使館使用車登録遅れ」、「元空港敷地内使用車登録遅れ」

## 27、同年最終型の表示について

初年度登録、同一年内において、マイナーチェンジ及び仕様変更があった車両の後型を「同年最終型」と表示できます。また、同一年内に2度以上の仕様変更があった車両については、その最終型のみを「同年最終型」とします。

尚、年内に変更が無き車両に対しての「同年最終型」表記は、誤解を招く原因となるケースがある為、表記しないようお願い致します。

## 28、8ナンバー車両

キャンピング車 ・放送宣伝車 ・事務室車等車検証の形状を登録してください。

また架装メーカーのものについては、そのメーカー、シリーズ名を申告欄に入力願います。また、改造キットの有無も申告してください。

※例:「8 NO キャンプキット無し」…キャンピング登録車でそのキット(コンロ、シンク、ベッド等)が何も無い。

「8 NO キャンプベッドコンロのみ」…キャンピング登録車でベッドとコンロのみ装備されている。

## 29、エアロの表示について

F(フロント)+R(リヤアンダーまたはトランクまたはルーフ)スポイラーの2点以上が装着されている物。

※F及びRUNスポイラーにはバンパー一体型も含む。

※純正、社外品いずれの場合でも「エアロ表記出来ます。「純正エアロ」や「社外エアロ」等と表記されていない装備内容については、下見画像での確認、または問い合わせにてご確認下さい。

※出品リストと出品車映像との内容に相違があった場合でも、下見画像で確認できるものについては、当社判断によりクレーム対象外とする場合があります。

## 30、足回り部品の表示について

- (1) バネ(コイルスプリング「車種によりリーフスプリング」)
- (2) ショック(ショックアブソーバー)
- (3) サスペンション(上記「バネ」+「ショック」)
- (4) ローダウン(社外品装着や骨格加工を伴わない加工・改造により車高が下がっている場合)

### 3 1、マフラーの表示について

- ・ 検対マフラー（車検対応の社外品マフラー、証明書の有無は、お問い合わせ下さい）
- ・ 社外マフラー（触媒が無い物も含まれます）

### 3 2、フロアマットの表示について

- ・ 純正フロアマット（その車両の純正品フロアマット）
- ・ 社外フロアマット（純正品以外のフロアマット）
- ・ 不明フロアマット（純正品か社外品か判別できないフロアマット）

※フロアマットのほとんどがオプション品である為、表記の無い車両は欠品扱いとします。（標準装備でも同様）

### 3 3、輸入車の取扱いについて

#### （1）輸入車の未登録車について

輸入車の未登録車は、予備検査証の有効期限が翌月末日以上あるものとします。

#### （2）「モデル」等表示について（モデル欄へ表示）

①BMW、ベンツ（1994年8月登録以降）、プジョー等、正規輸入元がモデル表示をしない輸入の「モデル」は削除します。尚、並行輸入車は、製造年またはモデル年式（早出し含む）をモデル表示します。

\*モデルを記載しない正規輸入車一覧例\*

ベンツ（1994年8月登録以降）・BMW・ローバー・アルファロメオ・スマート・ヒュンダイ  
・フィアット・フェラーリ・プジョー・ベントレー・マセラッティ・ロールスロイス・キャバリエ  
・ルノー・シトロエン・ジャガー・ダイムラー

②早出し（翌年モデル）とは、同一年内にモデルチェンジを含む仕様変更があった車両の後型を指します。また、二度以上の仕様変更があった車両については、その最終型のみを早出しとして取り扱います。

③並行輸入車で、モデル特定が出来ない場合は製造年を「モデル」表記して下さい。モデル・製造年とも特定が出来ない場合には「不明」と表記して下さい。

④クレーム申請は、落札店がその根拠、差異について明確にして申請を行うものとします。

⑤モデル記入は製造年の翌年までとします（AMG・レインボースター・アルピナ等を含む）

⑥モデル記載しない正規輸入車の登録遅れ車両については、車台番号、装備欄及び仕様等をご確認の上、ご落札下さい。

#### （3）「D」「H」表示

「D」は型式取得をされた（排ガス記号有）車両。

「H」は型式不明車やハイフォン等、排ガス記号記載の無い車両。

(4) ハンドル表示

右ハンドルは「R」、左ハンドルは「L」と表示します。

(5) 国内メーカーの海外生産車の取扱いについて

- ①輸入車扱い ⇒国内メーカーが海外向けに生産し、逆輸入したもの  
(フェアレディZやレクサス等の左ハンドル車)  
⇒国内メーカーが海外で生産した車を同メーカー以外の業者が並行輸入したもの
- ②国産車扱い ⇒国内メーカーによる海外生産車を同メーカーが輸入し、販売した車両(正規輸入車)  
(シビッククーペ、セプター、ミストラル、プリメーラHB他)

### 3 4、「主要装備確認OK」表示について

出品店の申告に基づき、検査員が作動確認をした上で「検査コメント」に表示します。

項目	動作確認内容
エアコン	ブロアモーター、コンプレッサーの作動確認
パワーステアリング	ベーンポンプの異音確認等
パワーウィンドウ	動作確認はするが、全開確認はしない
サンルーフ	動作確認はするが、全開確認はしない
ナビ	ナビロムがない場合はモニター電源ON確認のみ
電動格納ミラー	開閉動作確認

(車両に装備されている項目のみ確認、表示)

※「主要装備確認OK」表示はセールスポイント同等として取り扱います。

### 3 5、備品の車載について

備品を車載する場合、出品店はその内容を輸送業者に申告すること。

備品車載による車両瑕疵や輸送中に起きたクレームは出品店の責任として取り扱います。

### 3 6、備品・装備品の送付について

備品・装備品の発送費用は、出品店が負担すること。尚、当社へ届けられた場合、落札店への配送費用実費及び配送手数料5千円を支払うこと。

### 3 7、特殊燃料車両について

特殊燃料車(LPG、CNG等)については燃料タンク容器証明書等の有無を申告すること。尚、使用期限切れも書類欠品とみなします。

### 38、危険物運送車両について

#### (1) 書類について

危険物運送車両については通常の移転登録書類に加え、完成検査済証・設置許可証・タンク検査済証・タンク検査済証プレート写し・移動タンク定期点検実施結果報告書・安全装置検査済証・設置許可申請書添付図書一式・危険物貯蔵所譲渡引渡届出書・委任状及び譲渡証（新所有者の消防本部により2通ないし3通必要）を添付すること。尚、上記書類に不備がある場合は書類無しとみなし「タンク書類欠品」と申告すること。

#### (2) 廃止届けについて

輸出等により上物を使用しない場合は廃止届けの手続きを行うこと。

### 39、「A I S機関・機構診断サービス」について

第38条、出品車両検査時に於いて、国土交通省が策定した標準仕様（①パワートレイン系統 ②AT/CVT系統 ③ABS/ESC系統 ④SRSエアバッグ系統）に基づいて、コンピューター診断します。

（輸入車、トラック、OBDコネクタが存在していない車両等は対象外）

診断結果は、出品店のみ、専用サイトから閲覧及び出力可能となります。

また、セールスポイント欄等への診断結果の記載は行えません。

### 40、出品票の英語表示対応について

日本語表示と異なった内容、ニュアンス、言い回しがあった場合、日本語表示が優先となり、クレーム対象外となりますので、予めご了承下さい。